

平成28年(ワ)第159号

新安保法制違憲国賠請求事件

原告

外117名

被告国

新安保法制についての「新聞記事」時系列表

－ 新安保法制法に対する批判とその要点 －

年月日	新聞名	書証 (甲)	政治・行政記事(経緯)	学者・法曹等の批判的意見 (憲法学者・元裁判官・元法務官等の意見)
S47・10・14 (1972・10)		B1 (55頁)	昭和47年10月14日参院決算委に提出された政府資料(昭和47年政府解釈―集団的自衛権と憲法との関係―) 「…しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権限が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが国憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」	
H25・08・03	朝日新聞	C8-1	【見出し】「解釈変更へ地ならし」「法制局長官に集団的自衛権容認派」「安倍色人事で掌握」 【リード】安倍晋三首相が悲願の集団的自衛権の行使容認に向けて「法の番人」の人事に踏み切った。内閣法制局長官に外務省出身者を起用する極めて異例な人事は、「安倍色」の政策を官邸主導で進めていくという強い意思の表れだ。 【本文】…首相が小松一郎駐仏大使を法制局長官に当てる方針を固めたのも、集団的自衛権の行使容認をはじめとする安保議論を加速させる布石だ。首相は自民党幹事長だった2004年1月の衆院予算委員会で、「行使を研究する余地」について質問。秋山毅法制局長官は行使を容認できない理由について「我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていない、という趣旨だ」と答え、かわされた。首相には、内閣法制局による憲法解釈が行使容認を阻む壁になってきたという思いがある。…	
H25・08・03	東京新聞	C8-2	【見出し】「阪田元長官に聞く」「解釈簡単に変えられぬ」 【リード】安倍晋三首相は内閣法制局長官を交代する人事を決めた。集団的自衛権の行使を容認するための憲法解釈見直しを意識したものとされる。阪田雅裕・元内閣法制局長官(在任期間2004年8月～06年9月)に、今回の人事をどうみるか聞いた。 憲法や法令の解釈は論理の世界で、人が好き放題に解釈できるものではない。ましてや憲法9条は政府が50年にわたり論理として何が正しいか考え続け、結論を出した。憲法解釈は内閣としての見解だ。内閣法制局の長官が交代したからといって、見解が好みに変わるものではないし、もしそうなら法治国家ではあり得ない。法律は書いてあることがすべて。内閣法制局は技術的な役人組織で、理屈だけで勝負してきた。論理の世界で、政治的判断が加わる余地はない。だからこそ、その見解が信頼され評価されてきた。内閣法制局長官が時の政権によって解釈を変更できるなら、企業のお抱え弁護士と変わらない。 自衛隊が地球の反対側まで行って戦闘行為に加わることができるようにしたいのなら、改憲してからだ。自衛隊員に犠牲者を出し、他国民を殺傷する覚悟が国民にあるのか、それも確かめず、一内閣の判断で解釈を変更することはあり得ない。もし、やるなら政権も相当の覚悟が必要だ。	
H25・08・03	読売新聞	C8-3	【見出し】「法制局 独立組織ではない」「人事 挫折踏まえ構想」 【リード】内閣法制局長官に集団的自衛権の憲法解釈見直し派の小松一郎駐仏大使を起用する人事案は、安倍首相が第1次内閣の挫折を踏まえて温めていた奥の手だった。ただ、トッ	

			ブを交代させても解釈見直し実現までのハードルは、少ない。 【本文】…「<u>内閣法制局は内閣に属している。独立した組織ではない</u>」安倍首相は内閣法制局長官の人事を決断する前に周辺にこう語り、<u>集団的自衛権に関する憲法解釈見直しは首相の権限で進める決意を強く示していたという</u>。首相には第1次安倍内閣当時、<u>解釈見直しを検討したものの、内閣法制局長官が一切譲らず、断念に追い込まれた苦い経験がある</u>。このため、<u>長官を内部から登用せず、外務省から起用する案を以前から進めていたという</u>。白羽の矢が立った小松一郎駐仏大使は外務省国際法局長時代、有識者会議「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」を首相が設置する際に中心的な役割を演じ、首相とともに集団的自衛権の憲法解釈見直しに取り組んだ。…<u>首相は、先月19日外務省出身の最高裁判事の竹内行夫氏（元外務次官）が定年退官する際、山本庸幸・内閣法制局長官を最高裁判事に移し、小松氏を長官に起用する案の検討を指示した。山本氏を要職に据えることで、更迭という印象を与えないように配慮したと見られる。</u>…	
H25・08・09	朝日新聞	C8-5	【見出し】「海外で武力を認める余地ない」<u>「阪田雅裕・元内閣法制局長」に聞く</u> 【一問一答】 なぜ憲法9条のもとで集団的自衛権の行使は認められないのでしょうか。 「日本国憲法の特異なところは9条2項だ。<u>『戦力を持たない』とあるのに自衛隊の存在が許されるのは、国民を守るため外国の攻撃を排除する武の実力組織が必要だからだ。それを超えて海外での武力行使まで許容されるというのは、憲法全体をどうひっくり返しても余地がない</u>」 安倍内閣は集団的自衛権行使を憲法解釈の変更で認めようとしています。 「<u>政府の憲法解釈は自衛隊発足からこれまで一貫している。この解釈がおかしいという論理をどうみつけるのか。集団的自衛権の行使を認めれば、日本は国際法上、適法な戦争は全部できる国になる</u>」教科書には『日本国憲法には国民主権、基本的人権の尊重、世界に誇る平和主義を基本原理としています』とある。解釈を変えると、日本の平和主義は格別のもものではなくなる。海外に行って武力行使ができるのであれば、教科書を書き換えなといけないうい。 一集団的自衛権行使は憲法解釈変更で済む問題ではないということですか。 「<u>集団的自衛権は国民に相当覚悟がいる問題だ</u>。安保法制懇（首相の私的諮問機関）の論理は頭上を米国向けミサイルが通るとか公海上の米艦を助けるとか、国民にびんとこない。しかし、<u>集団的自衛権の行使は海外で戦闘に加わるということだ。自衛隊員に犠牲者が出ることや隊員が他国の軍人を殺傷することも起こりうる</u>。日本が最初に PKO（国連平和維持活動）に参加したカンボジアで1993年文民警察官が殉職され、こんなはずじゃなかったと国民が非常に心配した。<u>改憲で国民投票をしっかりとやるべきだ</u>」 一自民党は直近の衆院選と参院選で勝ち、民意を得たとの声もあります。 「民意を得て法律を勝手に解釈するのではなく、法律を作り政策を実現する。<u>改憲はよりハードルが高いが、法治国家のルールにのっとって努力するのが政治のあるべき姿だ。解釈改憲は邪道で、立法府として自殺行為的な色彩がないか</u>」 一外務省から初めての内閣法制局長官への起用ですが、人によって憲法解釈が変わるのでしょうか。 「私なら、これまでの憲法解釈を首相にご理解いただくべく非常に力を注ぐ。仮に従来の政府解釈がおかしいと思う人が長官になれば、解釈を変更する理屈を考えることにエネルギーを注ぐだろう。過去の経緯を理解してもらって努力を他の幹部たちはすると思う。」 一法制局は首相の意向に沿って新たな解釈を考えざるを得ないのでは？ 「そうですね。<u>僕らも歴代内閣も全否定される</u>。内閣法制局は内閣に意見を申し上げる立場でしかない。<u>これまでの解釈は何度も質問趣意書への答弁として閣議決定している。解釈の責任がすべて法制局にあるようなとらえ方は非常に不本意だ</u>。今までの解釈は違うというなら内閣として国会でしっかり説明し、国民の大方が納得することが最低限必要だ。それが政治だ。」	
H25・08・21	朝日新聞	C8-6	【見出し】「集団的自衛権 憲法解釈変更難しい」「山本最高裁判事・前法制局長官」 【リト】<u>「前内閣法制局長官の山本庸幸氏」（63）が20日、最高裁判事への就任会見で、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認について、「私自身は非常に難しいと思っている」と語った</u>。憲法判断をつかさどる最高裁判事が、判決や決定以外で憲法に関わる政治的課題に言及するのは、極めて異例だ。 【本文】山本氏は、解釈変更を目指す安倍内閣が、集団的自衛権の行使容認に前向きな内閣法制局長官を起用したため、最高裁判事に転じた経緯もあり、発言には政権内からの反発も予想される。ただ、最高裁内部は、「個別の裁判に関し見解を示した訳ではなく、発言に何ら問題はない」と静観する見方が大勢。発言が進退問題に結びつく可能性はなさそう。	
		C8-7	【<u>山本最高裁判事</u>との主なやりとり】	

			Q 憲法 9 条の解釈変更による集団的自衛権の行使容認について、どう考えるか A <u>前職のことだけに私としては意見がありまして、集団的自衛権というのはなかなか難しいと思っている。我が国自身に対する武力攻撃に対して、必要最小限度で反撃する。そのための実力装備を持つことは許されるだろうということ</u>で、過去半世紀ぐらい、その議論で来た。<u>我が国が攻撃された場合に限り反撃を許されると。</u> <u>集団的自衛権というのは、我が国が攻撃されていないのに、たとえば、密接に関係があるほかの国が他の国から攻撃されたときに、ともに戦うことが正当化される権利であるから、なかなか従来の解釈では私は難しいと思っている。</u> しかし最近、国際情勢は緊迫化しているし、日本をめぐる安全保障関係も環境が変わってきているから、それを踏まえて、内閣がある程度、決断をされ、その際に新しい法制局長官が理論的な助言を行うことは十分にあり得ると思っている。 Q 憲法の条文が変わっていないのに、解釈変更で対応することは可能か A <u>私自身は、非常に難しいと思っている。</u> Q 解釈変更以外に、憲法を改正する方法もある A 何らかの法規範が現状に合わなくなったということであれば、その法規範を改正するということは、一番クリアカットな解決である。そうするかどうかは国会と国民のご判断だ。 Q <u>解釈変更よりは憲法そのものを変えた方がはっきりしている</u> A <u>そうだと思う。憲法そのものを変えないとなかなかできないことだと思っている。完全な地球の裏側まで行くような集団的自衛権を実現するためには、憲法改正をした方が適切だろう。それしかないだろうと思っている。</u>
(H26・10・29)	朝日新聞	C8-34	【見出し】「不文律崩し長官を政治任用」 【本文】安倍（晋三首相）は、内閣法制局長官山本庸幸に代えて、元外務相国際法局長で駐仏大使小松一郎を任用する人事構想を岡崎（元駐タイ大使岡崎久彦）に打ち明けた。<u>集団的自衛権の行使を容認するために憲法解釈の変更をかくくなく拒否した長官を代える。</u>安倍の考えに岡崎は「ここまでやる気ならば、何も申し上げることはない」と感じた。…<u>安倍には「次政権で苦い思い出がある。解釈改憲をめぐり、当時の法制局長官、宮崎礼彦から辞任をちらつかされて抵抗された経緯があった。」</u>…ただ、単に小松に代えただけでは山本の更迭色が出てしまう。ちょうど外務省出身の竹内行夫が最高裁判事を定年退職することになっていた。後任に山本を充てるよう調整も指示した。…<u>山本は「更迭人事」と受け止めた。…最高裁判事の就任会見で、山本は「集団的自衛権の行使は解釈変更で対応できるのか」と問われて、こう言い切った。「私自身は、非常に難しいと思っている」。</u>安倍に対する精いっぱい抵抗だった。
H26・02・14	東京新聞	C8-8	【見出し】「三権分立 崩す」「自民党内からも批判」 【リト】安倍晋三首相が集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更を、歴代内閣による議論の積み重ねを覆して自らの進める考えを国会答弁で示したのに対し、13 日の自民党総務会で「三権分立を根底から崩す」などと批判が相次いだ。 【本文】…出席者によると総務会では、まずは<u>村上誠一郎元行革担当相</u>が「首相の発言は、選挙で勝てば憲法を拡大解釈できると理解できる。そのときどきの政権が解釈を変更できることになるのは問題がある」と批判。…村上氏の発言を受け、<u>野田毅党税調会長</u>が「大事な話で、正面から受け止めるべきだ。内閣法制局と首相の役割を冷静に考えて、答弁は慎重にすべきだ」と指摘。<u>溝手顕正参院議員会長</u>も「いい意見だ」と村上氏に同調した。船田元・党憲法改正推進本部長は「解釈変更で対応できるのなら、私の仕事はなくなってしまう」と述べた。野田聖子総務会長は総務会後の記者会見で、村上氏らの発言を官邸側に伝える考えを示した。…
H26・02・20	赤旗	C8-9	【見出し】「首相解釈改憲は『誤り』」 【本文】<u>野中広務元官房長官</u>は 19 日、参院・「国の統治機構に関する調査会」に参考人として出席し、安倍晋三首相が狙う解釈改憲による集団的自衛権の行使容認について、「憲法上から、いまの内閣の歩んでいる道は非常に誤りつつある」と批判しました。
H26・02・21	朝日新聞	C1-1	【見出し】「憲法解釈変更『閣議決定で』」「集団的自衛権 走る首相」 【リト】安倍晋三首相が 20 日の衆院予算委員会で、<u>集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更について、従来の政府見解を大きく踏み越えた答弁を繰り返した。</u>憲法を変えずに、政府が積み上げてきた解釈を変える「解釈改憲」を既成事実にする狙いと見られるが、首相の私的諮問機関の結論や

			与党内の議論を待たず、解釈改憲を開議決定で行う考えや、自衛隊法改正にまで言及するほどの前のめりぶりだ。 【本文】…<u>首相は憲法解釈変更に絡み、12日に「最高責任者は私だ」と発言</u>。民主党の岡田克也氏は20日の予算委で「1人で解釈変更ができると考えるか」と追及した。首相は『たった1人で決めて良い』とは、言ったことはない。今までの積み上げもあって、国民の理解も大切だ」と釈明。一方で、「内閣において最終的な責任を私が負っている。<u>行政府の責任者は私だ</u>」とも繰り返した。…	
H26・02・28	東京新聞	C8・11	【見出し】「首相が進める『解釈改憲』問題点」 【リード】自衛隊の海外での武力行使に道をひらくとして、違憲とされてきた集団的自衛権の行使を可能にするため、安倍晋三首相は政府の憲法解釈を変えようとしている。歴代の政権が積み上げてきた解釈の変更は平和憲法を変質させる。<u>憲法学者の長谷部恭男・東大教授に</u>、首相が進めようとしている解釈改憲の問題点を聞いた。 —安倍首相は国会で政府の憲法解釈について「最高責任者は私だ」と、自身の判断で変えられるかのような発言をした。<u>「憲法に基づいて権力を縛るという立憲主義の基本を根底から否定していて、危険だ」</u> —どう危険なのか。 「立憲主義とは『政治権力は憲法を守らなければならない』という考え方。その憲法には国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という三原則が明記されている。立憲主義を否定するとすると、国民主権や基本的人権なども守らなくていいということになる。」 —首相は、憲法が国家権力を縛るという考え方について「王権が絶対権力を持っていた時代の考え方だ」と、まるで時代遅れかのような発言もしている。 <u>「王権が絶対権力を持っている体制にそもそも立憲主義はない。選挙で選ばれた人間なら、やりたい放題でいいはずはない。民主的な政府であっても、憲法を守らなければならないということは、中高校生でも分かっているだろう。」</u> —首相は集団的自衛権の行使容認の理由に「国際環境の変化」を挙げるが。 「環境の変化とは何なのか、具体的には分からない。中国が経済発展し、軍備増強していることが念頭にあるのだと思うが、それで尖閣諸島など日本の領域が危ないという問題なら、現行の憲法解釈でも対応可能。自国への攻撃に反撃する個別的自衛権は、今の憲法解釈でも認められている。それ以外に、集団的自衛権を使えるようにした方がいいという国際環境があるなら、具体的な事例を挙げて国民に説明すべきだ」 —いまの憲法9条の解釈をどう考えるか。 <u>「9条を素直に読めば、個別的自衛権があるかどうかすら疑わしい。ただ、それでは国民の生命・財産を守るという国家の義務を果たせないで、自国を防衛する権利はある、というのが今の解釈だ。国の中長期的な利益を考えた上での良識的な判断だと思う。」</u> —解釈改憲で集団的自衛権の行使を認めるというやり方はどうなのか。 <u>「行使容認は平和主義を定めた憲法9条の存在意義を失わせてしまう。国の基本原則を変えたいなら、憲法自体を変えるほかない。いままで黒だったものを白に変えるくらい大きな変更なのに、首相は（改憲手続でなく、開議決定という）普通のやり方で変えられると主張している。」</u> —長谷部氏は特定秘密保護法には賛成しているが。 「秘密保護法によって、立憲主義を採っていない国やテロリストの行動を抑止できると考えた。政権がこの法律を拡大解釈して、市民を抑圧するのは無理だ。そもそも、今よりひどい政権が現れる心配はないだろう」 —首相は憲法解釈の番人といわれる内閣法制局長官に自分の考えに近い小松一郎氏を据え、解釈改憲を強行しようとしている。 「（内閣法制局は）企業でいえば顧問弁護士に当たる。企業に依頼されてはいるが、独立した存在として、企業の行動に法的な問題がないかどうか助言する。だから、もし社長に『どうしてもこれをやりたいから、合法だということにしてくれ』と迫られ、その通り判断したら、企業の役に立たない。政府が今、やろうとしているのはそれと同じだ。」	
H26・03・18	朝日新聞	C8・13	【見出し】「9条は存在しないも同然」「<u>秋山収元内閣法制局長官</u>」 【本文】<u>安倍晋三首相は先日の国会答弁で、憲法が国家権力を縛るのは「王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方」であり、憲法とは「日本という国の形、理想と未来、目標を語るもの」と語った。しかし、国民主権を掲げる今の憲法は、基本的には国民が権力を縛るための約束であり、権力の制御装置だ。首相の憲法観は私のものとずれがある。</u> 安倍首相は当初、改憲の発議要件として衆参両院の総議員の3分の2から過半数に変える96条改正を見据えていたと思われる。それが難しいとみて、解釈改憲路線を走っているのではないか。<u>昨年7月、ちょうど安倍首相が96条改正に対するトーンを弱めた頃、麻生太郎副総裁が憲法改正をめぐり、ナチスの「手口に学んだらどうか」と発言した。最も民主的な「ワイマール憲法のもとで、ナチスは「合法的」に全権委任法を成立させて権力を握り、憲法を事実上弾圧した歴史がある。麻生氏の発言は、表面的には法にのっとった形で憲法の根本的な規範を変えてしまう解釈改憲の道を示唆していたのではないかと感じている。</u> <u>仮に集団的自衛権の行使を認めるならば、国のあり方の基本的な転換なのだから、きちんと憲法改正の手続を踏み、文言から素直にそう受け取れる条文のもとでやらなければならないし、そうでなければ危険だ。なぜなら憲法は、9条だけでなく、表現、報道、信仰などに関する自由の保障や政教分離など基本的人権の基幹となる規定があり、それぞれ</u>	

			に確立した解釈や慣行で動いている。しかし、いったん政権の意向で憲法の根本規範の解釈を自由に変えられる前例ができれば、将来、ときの権力がこれらにも踏み込んで介入や統制を強めたい、という誘惑に駆られるおそれがある。私が恐れるのは、そうした将来への波及効果だ。一つの例が政教分離の問題だ。憲法は「いかなる宗教団体も政治上の権力を行使してはならない」と定めているが、現在の憲法解釈では「宗教団体と政党は別のもの」とされている。しかし、与野党の構図いかんによっては、この規定をもとに宗教団体への干渉を強めようとする動きが出てこないとも限らない。 <u>憲法を変えずに集団的自衛権の行使ができるようになれば、憲法9条は存在しないも同然となる。</u>今の状況は、歴代内閣が引き継いできた、「我が国に対する武力攻撃が生じたときにこれに対抗する必要最小限度の自衛権」という歯止めが失われる俥路にあると感じている。現在の政権は、良質な権力に必須の「謙慮さ」を欠いているように思われる。	
H26・03・18	産経新聞	C8-14	【見出し】「集団的自衛権 自民9年ぶり総務懇談会」「解釈見直し 異論噴出」「反対派『愚かな坊ちゃんの発想』」 【本文】<u>岸田派の古賀誠名誉会長</u>は17日の横浜市内での後援で、集団的自衛権の解釈変更の閣議決定について「そういうルール違反、姑息なことは絶対にやってはいけない」と牽制した上で、「最高責任者は私だ」と発言したことを「愚かな坊ちゃんの考えだ」と批判した。	
H26・04・01	東京新聞	C8-16	【見出し】「砂川判決基に合憲主張」「公明『論理に飛躍』」 【本文】自民党は31日、安倍晋三首相（党総裁）直属の「党安全保障法制整備推進本部」の初会合を開き、集団的自衛権の行使容認をめぐる議論を始めた。<u>高村正彦副総裁は講演で、砂川事件の最高裁判決を根拠に「必要最小限度の集団的自衛権ならできると、限定すれば行使は合憲だと主張した。</u>出席者からは同調する意見もあったが、公明党幹部からは「論理に飛躍がある」といった疑問や批判の声が出ている。 【コメント】<u>神奈川大法学大学院の安部浩巳教授</u>（国際法）の話 砂川事件判決で最高裁判決が言及した「必要な自衛措置」は、日本の安全保障を米国に委ねることは認めているが、日本の軍勢力を他国のために行使することで、日本の安全が守られているとまでは言っていない。高村氏の議論は、無理なこじつけが過ぎる。	
H26・04・03	朝日新聞	C8-17	【コメント】<u>青井未帆・学習院大教授</u>（憲法学）は「集団的自衛権の行使を認めない政府見解は、1959年の砂川事件の最高裁判決が出た後に固まった。今更、砂川判決を持ち出して理解を求めるやり方には、相当な無理がある」と指摘している。	
H26・04・15	東京新聞	C8-21	【見出し】『「砂川判決」根拠に集団的自衛権』「強引論法 学者ら批判」 【リード】55年前に出された砂川事件の最高裁判決を根拠にして、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更に突き進む安倍晋三首相。首相らの主張に、憲法学者や法曹関係者から「そんな学説聞いたこともない」と反発が強まっている。 【本文】<u>素直に読めば個別的自衛権の話だ。判決で集団的自衛権の行使が基礎付けられるという学者は、私が知っている限りはいない。</u>3月下旬、日本記者クラブの講演で<u>長谷部恭男・早稲田大教授</u>は厳しく指摘した。…「牽強附会の論理だ」。2週間後、改憲論者として知られている<u>小林節・慶応大名誉教授</u>も都内の公開討論会で「都合よく無理に理屈をこじつける」を意味する四字熟語を使い、首相の姿勢を批判。…若手憲法学者の<u>木村草太・首都大学東京准教授</u>は「法的に理論武装したいのだろうが、判決で集団的自衛権は正当化できない。法律の土俵に乗ってボロが出た。」と話す。…判決当時は日本の個別的自衛権の有無が議論され、集団的自衛権の行使を違憲とする政府の憲法解釈は確立していなかった。<u>元内閣法制局長の阪田雅裕弁護士</u>は「政府内で、最高裁判決を集団的自衛権と結び付けて議論したことはない。今になって持ち出すのは奇異に映る」と言い切る。…	
H26・06・10	朝日新聞	C8-24	【見出し】『「自国防衛」を強調 閣議決定案』「72年見解と結論矛盾」「集団的自衛権」 【リード】他国を武力で守る集団的自衛権について、政府が閣議決定しようとする案の骨格が分かった。1972年に出された政府見解を根拠に、歴代政権が使えないと禁じてきた憲法解釈を変え、集団的自衛権の一部を使えるように理屈づけしている。しかし、その理屈は、見解の一部を切り取って読み替えたもので「行使は憲法上許されない」とした結論と論理矛盾をきたしている。	
H26・06・13	朝日新聞	C8-25	【見出し】「72年見解 自公つまみ食い」「集団的自衛権容認論『根拠』」 【リード】集団的自衛権の与党協議で、安倍晋三首相のめざす 【見出し】「まともな理屈でない」「<u>元内閣法制局長官 阪田雅裕氏</u>」 【本文】72年の政府見解は集団的自衛権を行使できな	

			行使容認の根拠に、1972 年の政府見解の一部を引用する案が有力視されている。ただ、見解は行使が憲法上許されないと明記。行使を認める結論を導く際、なぜこの見解を使うのか、背景読み解く。 【本文】政府見解は、 <u>田中角栄内閣が 72 年 10 月 14 日、参院決算委員会に資料として提出した。</u> …見解は冒頭で、集団的自衛権について国連憲章の規定などを踏まえて「有している」としつつ、「国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛権の措置の限界をこえるものであって許されない」と明記。 <u>集団的自衛権を「持っているが、使わない」という姿勢を明確に示した。</u>	<u>い理由を述べている。結論は明らかにだめだと書いてある。</u> 一部を切り取ることが許されるならどんな解釈も可能だが、見解はあくまで前提で判断すべきものだ。 <u>そもそも集団的自衛権は、ちょっとだけ使うという便利なものではない。行使は戦争に参加することだから、日本が「必要最小限の範囲」で武力を使ったつもりでも、相手国にとっては敵国となり、日本の領土が攻撃される恐れもある。</u> <u>憲法 9 条、あるいは前文や 13 条をどう読んでも、集団的自衛権は否定されているという結論にしかない。</u> <u>行使を認めるなら、それは憲法解釈とは言えず、憲法の無視だ。</u> 政府や自民党は 72 年見解を持ち出してきているようだが、解釈を変える論理としては据えられず、まともな法律論ではない。
H26・06・14	朝日新聞	C8-26	【見出し】『限定行使』抜け道だらけ「新要件『生命・自由などが覆されるおそれ』」「政権拡大解釈の余地」 【リード】自民党が示した新 3 要件は、自衛隊発足から武力の行使を厳しく制限してきた憲法解釈を根幹から変え、安倍晋三首相が目指す集団的自衛権の行使を可能にする内容だ。行使を認めるケースを制限した、と見せようとしているが、時の政権による拡大解釈を許す文言が潜り込んでいる。	
H26・06・14	東京新聞	C8-27	【見出し】『事態』⇒『おそれ』72 年見解骨抜き「解釈次第で行使拡大」「集団的自衛権 自民の新要件」 【リード】武力で他国を守る集団的自衛権の行使容認をめぐり、13 日の与党協議で、座長の高村正彦自民党副総裁が、行使を容認する憲法解釈変更の私案を示した。 <u>行使を禁じた 1972 年の政府見解の文言を引用しつつ一部の言葉をかえることで、解釈次第で行使が際限なく可能となる内容だ。</u> 行使容認に慎重な公明党に配慮する姿勢をみせながら、実際は政府見解を骨抜きにするものだ。公明党は党内に限定的な容認論が出ているが、慎重な議論を求めている。	
H26・06・15	朝日新聞	C9-1	【見出し】「平和貢献のはずが戦場だった」「後方支援独軍 55 人死亡」「アフガン戦争」 【リード】安倍晋三首相は日本が集団的自衛権を使えるようにするため、行使を限定することで公明党の理解を求め、閣議決定する構えでいる。限定するという手法で実際に歯止めが利くのかどうか。集団的自衛権を巡る海外の事例のうち、ドイツの経験を追った。 【本文】 <u>1990 年代に専守防衛の方針を変更し、安倍首相がやろうとしている解釈改憲の手法で北大西洋条約機構 (NATO) の域外派兵に乗り出したドイツは、昨年 10 月に撤退したアフガニスタンに絡んで計 55 人の犠牲者を出した。</u> <u>アフガンでは後方支援に限定した派兵だったが、戦闘に巻き込まれた死亡例が 6 割あった。</u> <u>「後方での治安維持や復興支援のはずが、毎日のように戦闘に巻き込まれた」。</u> アフガンに駐留した独軍幹部は振り返る。	
H26・06・15	朝日新聞	C9-2	【見出し】「派兵には必ず命の危険が伴う」「ドイツ、解釈改憲の末に軍派遣」「後方支援安全という幻想」 【リード】他国のために武力を使う集団的自衛権は、限定的に行使することが実際にできるのだろうか。ドイツがたどった経緯と現状からは、後方支援などに限定して歯止めをかけることの難しさがうかがえる。	
H26・07・01	東京新聞	C9-3	【見出し】「後方支援でも犠牲」「アフガン、イラク戦争」「30 カ国 700 人死亡」「自爆テロなど標的に」 【リード】集団的自衛権行使の実態は他国の戦争に参加することだ。アフガニスタンやイラクでの米国による「テロとの戦い」では同盟国として戦闘に参加した英国などが多数の死者を出しただけではなく、「後方支援」中心の 30 カ国あまりの <u>約 700 人の兵士も犠牲になった。</u> 安倍晋三首相は武力行使目的の活動には参加しないと説明するが、「後方支援」では新	

			<u>たに戦闘地域に自衛隊を派遣する方針。他国の戦争で自衛隊員が危険にさらされる恐れが強まっている。</u>	
H26・07・01	朝日新聞	C1-2	【見出し】「集団的自衛権 憲法解釈変更へ」「行使容認きょう閣議決定」 【リード】安倍晋三首相は、他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権について、1日に臨時閣議を開き、憲法解釈の変更で行使を認める閣議決定をする。公明党が30日、閣議決定に賛成するかどうかを、山口那津男代表ら執行部に一任。執行部が同日、受け入れることを決めた。「<u>専守防衛</u>」<u>という日本の安全保障政策が転換点を迎えた。</u>	
H26・07・01	毎日新聞	C1-3	【見出し】「集団的自衛権きょう閣議決定」「壊された平和憲法」 【リード】安倍内閣は1日、憲法解釈で禁じた集団的自衛権の行使容認に踏み切る。憲法9条の理念を根底から覆しかねず、一内閣が憲法解釈の変更で容認するのは許されないとの指摘は根深い。<u>容認派からも、「本来なら憲法改正で行うべきだ」との声も出ている。</u>与党協議の焦点だった15事例をめぐる協議も立ち消えとなり、解釈変更で自衛隊活動がどれだけ拡大するのか、あいまいなままの決着となる。 【本文】…安倍晋三首相は今回、憲法65条の「行政権は、内閣に属する」との規定をベースに解釈変更を行う考えだ。6月24日の記者会見では「<u>憲法解釈は最高裁が最終的に確定する権能があるが、行政府が憲法65条の下、適正に解釈していくことは当然だ</u>」と述べた。…政府は81年、集団的自衛権の「行使は禁じられている」との答弁書を決定。その後の国会審議などでも30年以上にわたり堅持してきた。…	【本文】…<u>95年11月の参院宗教特別委員会では、当時の大出峻郎内閣法制局長官が「最高法規である憲法の解釈は、政府が自由に変更できる性質のものではない。特に国会の議論を経て定着した解釈は、政府が変更することは困難だ」と結論づけている。</u>65条だけを根拠に憲法解釈の変更を正当化するのも、従来の政府の考え方と一致しない。… …98年5月の衆院行政改革特別委員会。<u>村岡兼造官房長官（当時）は「行政府も権限行使に当たって憲法を適正に解釈していくことは当然必要だと述べ、65条に基づく考え方を示した。ただ、憲法99条が「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う」とも言及し、憲法の尊重擁護義務を重くみる考え方を示した。</u>… …30日に国会内で開かれた解釈改憲に反対する法学者らの記者会見では、「解釈改憲以外の何ものでもない」といった批判や99条にも抵触しかねない問題視する声が上がった。「<u>改憲論者</u>」を自認する<u>小林節慶応大学名誉教授は「憲法学的には内閣の権能は行政権と統治権の二つだ」と指摘したうえで、9条の趣旨を大きく変える解釈改憲は「理論的には、憲法尊重擁護義務に反する裏つ黒けっけの行動だ」と強く批判した。</u>… …<u>大森政輔元内閣法制局長も「閣議決定されても、集団的自衛権の行使が9条下では認められないとのテーゼは全然変わらない」と閣議決定は「無効」との認識を強調。</u>「法案審議で野党から質問を受けた時、現長官はどのような意見を述べるのか、興味があると同時に心配している」と語った。
H26・07・01	東京新聞	C1-4	【見出し】「武力行使可能に」「集団的自衛権 憲法解釈を変更」 【リード】安倍内閣は1日、臨時閣議を開き、集団的自衛権の行使を禁じてきた憲法解釈を変え、行使を認める新たな解釈を決定する。これに先立ち、公明党は30日、執行部が党内の一任を取り付け、事実上了承した。集団的自衛権は自国が攻撃されていないのに、武力で他国を守る権利で、自衛隊は海外での武力行使が可能になる。専守防衛を基本方針としてきた日本の安全保障政策は大きく転換する。 【本文】…30日の公明党の安全保障に関する合同会議で、山口那津男代表は「国民の幸福追求権を守るためにやる。他国防衛が目的ではない」と理解を求めた。しかし、<u>中堅・若手議員からは「なぜ憲法解釈を変えるのか。合理的な説明がなく、歯止めもない」「安倍晋三首相のやり方は強引だ」と最後まで異論が相次いだ。</u>… …政府は、集団的自衛権を発動する新たな三要件にある「明白な危険」という表現について「攻撃国の意思や能力を考慮し、国民に及ぼす犠牲の深刻性が高い場合」と説明している。<u>三要件の表現が抽象的なため、拡大解釈される可能性もある。</u>…	
H26・07・01		A5	26・7閣議決定（国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について） 「【3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置】（2）憲法第9条はその文言からすると、国際関係における『武	

			力の行使』を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している『国民の平和的生存権』や憲法第 13 条が『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第 9 条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の『武力の行使』は許容される。これが、憲法第 9 条下で例外的に許容される『武力の行使』について、従来から政府が一贯して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和 47 年 10 月 14 日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料『集団的自衛権と憲法との関係』に明確に示されているところである。この基本的な論理は、憲法第 9 条の下では今後とも維持されなければならない。(3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、…こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らし、慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基礎的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。」
H26・07・02	朝日新聞	C1-5	【見出し】「9 条崩す解釈改憲」「集団的自衛権 閣議決定」 【リード】安倍内閣は 1 日夕の臨時閣議で、他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために、憲法解釈を変える閣議決定をした。歴代内閣は長年、憲法 9 条の解釈で集団的自衛権の行使を禁じてきた。安倍晋三首相は、その積み重ねを崩し、憲法の柱である平和主義を根本から覆す解釈改憲を行った。1 日は自衛隊発足から 60 年。第 2 次世界大戦での多くの犠牲と反省の上に立ち、平和国会の歩みを続け、「専守防衛」に徹してきた日本が、直接攻撃されていなくても他国の戦争に加わることができる国に大きく転換した日となった。 【本文】…首相は当初、憲法改正手続を定めた 96 条を改正することで、憲法を変えるハードルを下げようとした。しかし、改正の機運は盛り上がり、憲法解釈の見直しに方向転換した。… …首相は会見で「いままでの 3 要件とほとんど同じ。憲法の規範性をなんら変更するものではなく、新 3 要件は憲法上の明確な歯止めとなっている」と強調した。しかし、これまでの政府の 3 要件には「我が国に対する急迫不正の侵害があること」という条件があり、日本は個別的自衛権しか認められないとされてきた。新 3 要件は「他国に対する武力攻撃」を含んでおり、集団的自衛権を明確に認めた点で全く異なる。さらに首相が「歯止め」という新 3 要件は抽象的な文言で、ときの政権がいかようにも判断できる余地を残している。… …米国防総省は 1 日、「日本政府の集団的自衛権に関する新たな政策を歓迎する。この歴史的な取り組みは日米問題における日本の役割を強化することになる」との談話を発表した。… …「これは総理の悲願だから。首相官邸の高官や自民党幹部から連日こんな言葉を聞く。集団的自衛権がなぜ必要か。なぜいまか。全てが「首相の意向」で退けられ、疑問を差し挟む余地はない。一昨年の衆院選と昨年の参院選でねじれ国会を終わらせた首相の力は、政府・与党内で強い。しかし、いずれの選挙でも、集団的自衛権は公約の中心にはなかった。参院選ではむしろ憲法改正を説き何より経済政策への支持で今日の政権安定を得た。そうして獲得した権力をまるで白紙委任されたように使い妥協しない。歴代内閣が禁じたことを「できるようにした」のに「憲法解釈の基本は変えていない」と言う。その矛盾に、首相は向き合おうともしない。
H26・07・02	朝日新聞	C1-6	【リード】他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権を閣議決定という形で認め、解釈改憲した安倍政権を海外メディアはどう報じたのか。 【本文】同盟国・米国では、評価が分かれる。ニューヨーク・

			タイムズ電子版は「日本は重要な一歩を踏み出した。」と歓迎。「長い平和主義国家では想像もできなかった大規模で高度な軍事力が使えるようになる」と指摘。…一方米ニュース専門局 CNN 電子版は「日本の平和主義の終焉」と見出しを付け、「東アジア関係を悪化させる恐れがある」と釘を刺した。英国の BBC 電子版はアジア版での扱い。抗議行動をしていた男性が、東京都内で焼身自殺をはかったニュースにも触れ、「戦後に平和主義が硬く根付いていた国においては、大きな物議を醸す決定でもある」と伝えた。	
H26・07・02	東京新聞	C8-32	【見出し】「武力行使さらに拡大も」<u>「法制局元長官」</u> 【本文】内閣法制局の長官経験者は、武力行使の要件が拡大解釈される可能性を指摘する。 【本文】<u>第一次安倍内閣で長官を務めた宮崎礼老氏</u>は「<u>自国防衛の範囲を越えており、どんな言い回しをしようと憲法解釈の質的変換にあたる</u>」と指摘する。新解釈は、憲法 9 条の下で例外的に許容される武力の行使について、1972 年の政府見解を「基本的な論理」と位置付け、「今後も維持されなければならない」としている。当時の見解は武力行使の要件を「(自衛の措置は) 外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対応し、国民のこれらの権利を守るための措置として初めて許容される」とする。しかし、<u>宮崎氏は「新解釈は従来の政府見解を広げてしまっている」と考えている。その一つが新たに加えられた「わが国の存立が脅かされ」という部分。72 年の見解にないものを加えるのは「何か意図があるのではないか」と推測する。「国家の存立」が「国家の名誉」や「国家の威信」と読み替えられた時に、武力行使の範囲が拡大していく可能性があるという。</u> <u>第二次小泉内閣で、イラクで活動する多国軍の自衛隊参加を限定的に容認した秋山収氏も「憲法 9 条の規範的な意味がなくなるほどの方向転換。憲法改正で対処すべきだ」と話す。「密接な関係にある他国」「根底から覆される明白な危険」などといった要件に出てくる表現は、時の政府の判断で、広く集团的自衛権が行使される恐れがあると秋山氏は言う。「言葉の吟味が足りない」。専守防衛の範囲で保有できるとされてきた戦力も拡大する可能性がある」と懸念する。</u> 「これまで保有できなかった航空母艦のような戦力まで保有できるようになる」	
H26・07・23	朝日新聞	C2-1	【本文】与党協議では、集团的自衛権を使う想定例として示した 8 つの事例に対し、公明党が「警察権や個別的自衛権で対処できる」と反発。溝が埋まらず、8 事例をめぐる議論は途中で棚上げされた経緯がある。しかし、首相は 14 日の衆院予算委員会で、野党から「集团的自衛権の 8 事例はクリアできるか」と問われると、閣議決定をした武力行使の新 3 要件に「あてはめれば、武力行使ができる」と答弁。8 事例はいずれも集团的自衛権を使えるケースとの考えを示した。国連決議などに基づき、複数の国が侵略国を制裁する集団安全保障を巡っても、公明党は武力を使える対象にはならないと主張していた。しかし、<u>首相は 14 日、政府・自民の考えに沿う形で「新 3 要件の範囲で、集団安保でも(行使は)可能だ」と明言した。</u>公明党が激しく反発していた中東・ペルシャ湾のホルムズ海峡での機雷除去についても、<u>首相は国会答弁で「経済に与える打撃で、中小企業も相当の被害を受け、多くの倒産もおき、多くの人たちが職を失う状況つながらかもしれない。そういうものも勘案しながら総合的に判断していく」と繰り返して強調した。</u>	
H26・10・04	朝日新聞	C2-2	【見出し】「米軍支援、世界規模に」「日米防衛指針『周辺事態』削除へ」 【リード】<u>日米両政府は年内の改定を目指す日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の中間報告に、世界規模での米軍支援を明記する方針を固めた。</u>安倍内閣による集团的自衛権の憲法解釈変更を受け、日本周辺で米軍支援を想定した「周辺事態」をなくし、自衛隊が世界で米軍に協力できる枠組みに作り替える。 【本文】…1997 年に改定された現行のガイドラインは、①平時②日本有事③周辺事態、のそれぞれ 3 分野で米軍への協力内容を想定。日本が直接攻撃を受けていなくても、「日本周辺における日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」(周辺事態)に限って、米軍支援できると定めている。これ	

			に対し、<u>新ガイドラインの中間報告では、3分野の区別を徹底</u>。「<u>グローバルな対米支援をする</u>」と定める。日本が直接攻撃を受ける「日本有事」だけでなく、有事に至らないが警察権だけでは対応できない「<u>グレーゾーン事態</u>」、<u>集団的自衛権の行使など</u>、「<u>平時から有事まで切れ目のない</u>」米軍支援・連携することを明記する。…日本の安全保障政策の枠組みを大きく転換することから、周辺国からの反発も予想される。…	
H26・10・04	朝日新聞	C2-3	【見出し】『日本周辺』消える制約」「日米防衛指針」 【本文】…新たなガイドラインでは、従来の①平時②日本有事（戦争状態）③周辺事態の3分類を廃止し、有事と平時に整理する。周辺事態を含めた3分類を廃止することは、<u>捕鯨や輸送といった米国への後方支援について、事実上日本周辺に限っていた地理的な制約がなくなることを意味する。</u>…	
H26・10・09	東京新聞	C2-4	【見出し】『米の戦争』世界中で支援」「自衛隊参加『地理的歯止め』消滅」 【リード】日米両政府は8日、外務・防衛局長級協議を防衛省で開き、自衛隊と米軍の役割分担を定めた日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の再改定に向けた中間報告をまとめた。 【本文】…<u>中間報告には、日本の武器輸出解禁や攻撃型武器の購入拡大方針を踏まえ「防衛装備・技術協力」の強化に共同で取り組むことも盛り込んだ。</u>… …日米ガイドラインの再改定を前にまとめた中間報告は「周辺事態」の地理的制約をなくした。現行の指針を大きく変質させ、<u>政府の裁量次第で自衛隊の活動範囲が際限なく広がりがねない内容だ。</u>…政府は国会で期限付きの特別措置法を成立させてインド洋での給油、イラクでの復興支援活動をそれぞれ実施した。このままの流れで指針の最終報告がまとまり、<u>地理的制約がない一般法ができれば、自衛隊の海外派遣を決める政府の自由度は高まる。世界の各地で、同時多発的に自衛隊が米軍支援に従事するようなことも起こり得る。</u>	
H26・11・08	朝日新聞	C8-36	【見出し】「閣議決定 2人の<u>元（内閣法制局）長官</u>はどうみる」「従来の政府見解と整合性ない」 【見出し】<u>宮崎礼彦さん</u> 「従来の政府見解と整合性ない」 【本文】<u>今回の閣議決定は、これまで禁止されてきた集団的自衛権の行使ができるようになるわけなので、従来の政府見解からの根本的な転換であることは明らかだ。</u>関与した内閣法制局は自分自身がお世話になったところだが、大変残念という言葉に尽きる。閣議決定のベースとされる1972年の政府見解の「<u>外国の武力攻撃によって国民の権利が徹底から覆される</u>」という文章は、あくまでも日本に対する武力攻撃という意味で書かれた。<u>他国に対する武力攻撃まで含まれる、と読み込むのは無理がある。従来の政府見解が維持してきた論理との整合性はついておらず、連続性も断たれている。</u> 安倍晋三首相は「（閣議決定は）他国の防衛自体を目的とする集団的自衛権行使を認めるものでもない」と答弁する。しかし、そもそも集団的自衛権とは、<u>2004年に閣議決定された政府答弁書で「他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止する（権利）」と定義されているように、「他国防衛」がその本質にある</u>（著者《注》）。最近、集団的自衛権には「他国防衛」と「自国防衛」の二つの学説がある、という言説が目立つが、正しい問題提起にはなっていないとは思えない。首相はまた、今回の閣議決定について「海外派兵は一般に許されないという従来の原則も全く変わらない」と答弁している。しかし、「一般に」という言葉は「基本的に想定していない」という意味だ。歯止めには全然なっていない。 憲法は凡百の法律の上に存在するものだ。<u>憲法の禁止力というか、禁止していることを超える政策を実現しようというのであれば、主権者である国民の判断を求める憲法改正の手続きをきちんと踏むべきだ。</u>そうしてこそ、憲法の法律にまさる威厳、権威が保たれる。にもかかわらず、「<u>憲法改正が非常に困難だから</u>」と、<u>憲法の禁止に抵触するかどうかのギリギリの政策をやるという問題に差し掛かるたびに、政府が禁止のたがを緩めてしまうならば、本当に国民主権の国家なのか、という根源的な問題が生じてしまう。</u> 《注》「内閣法制局の権限と自衛隊についての解釈に対する質問に対する答弁書（平成15年7月15日答弁119号）」においては、「国際法上、一般に、『個別的自衛権』とは、自国に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利をいい、他方、『集団的自衛権』とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利をいうと解されている。このように、両者は、自国に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうかという点において、明確に区別されるものであると考えている。」とされている（甲B1・52頁）。 【見出し】<u>阪田雅裕さん</u> 「文面の通りに読んで運用して」	

			【本文】今回の閣議決定は、これまでの政府見解の論理の基本を保っており、論理としては一定の評価ができる。ただし、問題は、閣議決定の文面を政府全体が一致して、その言葉通りに読んでいるのか、という点にある。国会の答弁を聞いていて非常に疑問だ。国民の生命や権利が「根底から覆される」という表現は、これまで日本が武力攻撃を受ける有事を想定して使われてきた。それなのに、安倍晋三首相や岸田文雄外相が、中東のホルムズ海峡に敷設された機雷を除去することは「限定的、受動的な武力行使」だから可能だ、と国会で答弁する。「原油が来なくなったり、日米の信頼が多少揺らいだりする場合も、これに当たることがある」というような読み方は、どうすればできるのだろうか。書いてある言葉通りに理解して運用しないと、閣議決定はただの言葉遊びになってしまう。これから法制局に求められる役割は「根底から覆される明白な危険」とは、外国の武力攻撃が我が国に差し迫っていること以外のなにものでもない、ということをしつかりと国民に明らかにし、官邸にもそう理解してもらうことだ。…	
H27・03・18	朝日新聞	C2-5	【見出し】「米軍に弾薬提供可能に」「日米防衛指針 地理的制約なくす」 【リード】日米両政府は自衛隊と米軍の役割分担を決める「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）の改定で、米軍への後方支援を大幅に拡大する方針を固めた。米軍への弾薬提供や離陸直前の米戦闘機への給油を可能にする。日本周辺に限定していた地理的な制約もなくす。改定は、日米の軍事協力を地球的規模に広げ、軍事力を強める中国に対抗する狙いがある。	
H27・03・21	朝日新聞	C3-1	【見出し】「自衛隊 海外発動拡大へ」 【リード】自民、公明両党は 20 日、自衛隊や国連平和維持活動（PKO）に関わる新たな安全保障法制の基本方針について正式に合意した。政府はこの方針に沿って、安保関連法案の具体的な作成作業に入る。「専守防衛」を掲げながらも徐々に広げてきた自衛隊の海外での活動は、範囲・内容ともに一段と拡大することになる。	
H27・03・21	朝日新聞	C3-2	【見出し】「安保政策根底から変換」 【リード】安全保障法制をめぐる与野党協議は 20 日、自衛隊の海外活動を大幅に広げる方向で一致した。安保政策を大きく転換した背景には、軍事的な台頭が著しい中国の脅威に対抗すべく、米側の期待に応えることで問題の深化を進めたいという安倍政権の思惑がある。 【本文】…日本の対応はこれまで、米国の求めに応じてその都度、自衛隊の活動拡大を繰り返してきた。…だが、今回の安保法制見直しや 18 年ぶりとなるガイドラインの改定は、日本側から提案した。…日米両政府は、安全保障法制の基本方針を受け、ガイドラインの改定に向けた協議を本格化させる。4 月末に予定する安倍首相の訪米前の合意を目指す。…	
H27・03・30	朝日新聞	C3-3	【見出し】「安保法制米提言に沿う」 【リード】安倍晋三首相が進める安全保障法制によって、日米同盟をさらに強めようとする動きが日米両政府から出ている。背景には安保法制が米国の知日派による提言書に沿っていることがある。 【本文】…提言書は「アーミテージ・ナイ・レポート」と呼ばれる。…最新の 12 年間の提言書は、「日本の責任範囲を拡大すべきだ」と集団的自衛権の行使を認めるよう強く勧めた。そのうえで、新たな防衛協力分野の具体例として、「ホルムズ海峡での機雷除去と、南シナ海の共同監視」を挙げた。…安倍首相は 2 月の国会答弁で「ホルムズ海峡に機雷が敷設された場合、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様に深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況にあたりうる」と強調した。	
H27・04・09	朝日新聞	C2-7	【見出し】「日米防衛協力、世界規模に」 【本文】…米国は財政難で軍事費を抑えなくてはならず、自国だけでは限界があるという認識だ。この日も、カーター氏	

			は南シナ海での協力を持ちだし、中谷氏と意見交換をした。米国は同時に、世界における自衛隊の役割拡大にも期待している。安倍政権は安保法制で、世界で米軍などへの後方支援活動を可能にする恒久法を作る方針だ。米軍関係者は「日本の支援もあらかじめ想定でき、海外での作戦計画も練りやすくなる」と話す。… …安倍政権は、米国の要請に積極的に応えている。防衛相経験者は「米国のお墨付きこそが安倍国会を乗り切る原動力になる」と前のめりだ。…<u>日米ガイドライン改定は安全保障法制と「車の両輪」の関係にある。政府が5月に国会に提出する予定の安全保障法制の内容は、新ガイドラインにも反映される。</u>…ホルムズ海峡での停戦前の機雷除去については公明党が反対しているが、<u>防衛省幹部は「米国と約束したら、もう『できない』なんて言えない」と強気だ。</u>	
H27・04・21	朝日新聞	C2-8	【見出し】「自衛隊の機雷掃海明記へ」「日米防衛指針 改定の骨子判明」 【リード】日米両政府が今月末に改定する予定の「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)の骨子が20日、分かった。「平時から緊急事態までの『切れ目のない』形での日米協力」を実現するためとして、シーレーン(海上交通路)での自衛隊による機雷除去を明記する方針だ。 【本文】…ガイドラインに「機雷除去」を明記することで、米国が求める停戦前のホルムズ海峡での機雷除去が、自衛隊の重要な役割の一つに位置付けられる。<u>協力相手も米国以外に広げる。豪州などの「第三国との連携」も明記する。</u>…	
H27・04・22	朝日新聞	C3-4	【見出し】「自衛隊活動一挙に拡大」 【リード】安倍政権が今国会での成立を目指す安全保障法制の全体像が固まった。「切れ目のない対応」という名のもと、<u>あらゆる事態で自衛隊の活動範囲を拡大させる内容だ。</u>公明党はその「歯止め」として国会の事前承認に最後までこだわったが、国会は本当にその役割を果たせるのか。安保法制で、自衛隊のリスクは格段に高まると見られるだけに、その責任は重い。	
H27・04・24	朝日新聞	C2-9	【見出し】「米軍への協力 質量とも拡大」「日米ガイドライン 改定のポイント」 【リード】<u>日米防衛協力のための指針(ガイドライン)</u>が今月末、18年ぶりに改定される。安倍政権は、集団的自衛権行使を含み、平時から有事までの「切れ目のない」対応をめざすとしているが、<u>自衛隊の米軍への協力内容が質量とも格段に広がることになる。</u> 【本文】安保法制とガイドラインの見直しで、米国が求めてきた中東・ホルムズ海峡での機雷除去が停戦前でも可能になる。米軍などへの後方支援も大幅に拡大する。安保法制では、周辺事態法から重要事態法に衣替えし、「日本周辺」という地理的制約を取り払った。<u>時の政権が必要と判断すれば世界中で後方支援が可能になる。対象も米軍だけから、豪州などにも広げる。また「国際平和支援法」を新設することで、日本に直接関係ない戦争での後方支援が可能になる。</u>新ガイドラインは「地域を超えたグローバルな日米協力」と明記し、地球規模で自衛隊が米軍に協力する枠組みを打ち出す。ただ、自衛隊の活動範囲が広がれば、より紛争現場に近いところで活動することを意味する。<u>米国の戦争に巻き込まれる危険は高まる。</u>	【考論】<u>元内閣官房副長官補の柳沢協二さん</u> 前回までは想定する事態がはっきりしていたが、今回は<u>あらゆる事態としており、具体的にどのような場面で自衛隊が米軍に協力するのかわからない。</u>ガイドラインをもとに日米の制服同士が共同作戦をつくるが、国民が知らないうちに現場の協力が進む。<u>米軍の期待を日本が断れるのか疑問だ。米国の武力行使(戦争)に巻き込まれる可能性が高まる。</u>自衛隊の役割が地球規模に広がるが、中国と何かあった時に米軍は何をしてくれるのか、米軍の関与が不明確だ。
H27・04・27		A6	アメリカ合衆国との間で、新安保法制法案の内容に則した新たな「日米協力のための指針」(新ガイドライン)を合意	
H27・04・28	朝日新聞	C2-10	【見出し】「日米同盟の本質転換」防衛指針18年ぶり改定 【リード】日米両政府は27日午前、米ニューヨークで外務・防衛担当閣僚会合を開き、「日米防衛協力のための指針」(ガ	

			イドライン)について、18年ぶりの改定に合意した。日本が集団的自衛権を使うことを盛り込み、米軍への後方支援の地理的制約もなくした。安倍晋三首相が掲げる「積極的平和主義」を反映し、自衛隊の米軍への協力を地球規模に拡大する内容で、自衛隊のあり方が根本から変わる。 【本文】…今回の指針改定は、<u>カーター米国防長官が「日米同盟を一変するものだ」と語るように、日米安全保障条約の事実上の改定といえるほどの内容だ。…新指針は、安倍内閣が昨年、集団的自衛権行使を認めた閣議決定によって協力範囲が拡大した。しかし、この根拠になる安保法制はまだ国会で審議すらされていない。…安倍晋三首相にすれば、台頭する中国に対応するために、手間のかかる安保条約改定や国会審議を待てないということなのかもしれない。だが国民の安全に関わる重大な問題だ。首相は同盟の将来像をどう描いているのか、国民に正面から説明する責任がある。…日本が直接攻撃されていなくても、自衛隊が米軍とともに武力行使することが可能になり、自衛隊と米軍の一体化が格段に進むことになる。</u>	
H27・04・28	朝日新聞	C2-11	【見出し】「安保法制を既成事実化」「日米防衛指針改定」 【本文】…<u>ガイドラインで日米が約束した内容は、自民、公明両党が事実上合意した新しい安全保障法制そのもの。政府与党は5月下旬に国会で審議を始める考えだ。つまり、国会で全く審議していない法案を前提に、ガイドラインを作り上げた。…</u> …米国が、今回の改定で最も評価するのが、これまで原則「日本周辺」に限定してきた日米防衛協力の地理的制約を撤廃したことだ。<u>米国防総省高官も「最も重要な要素」としてこの点を挙げ、「周辺事態でしかできなかったことが、世界規模でできるようになる」と強調する。…</u>	【本文】…「<u>ガイドラインを国会にも国民にも説明なく、米国で合意してくる。憲法解釈の変更も含まれるというのは前代未聞。国民無視で理解できない</u>」。<u>民主党の岡田克也代表は24日の記者会見で、こう批判した。…</u> …前回のガイドライン改定にかかわった<u>柳沢協二元内閣官房副長官補は「前回の改定は、憲法と日米安全保障条約という枠の中だった。今回は憲法の解釈を変え、日米安保条約の範囲も超えている。事前に法案を含めた国会で議論が必要だった」と批判する。…</u>
H27・04・28	朝日新聞	C9-4	【見出し】「地理的制限なし 見解」「後方支援で政府 中東『排除できぬ』」 【本文】政府は27日、安全保障法制の与党協議で、自衛隊が米軍などを後方支援できる「重要影響事態」について、地理的な範囲を限定していた過去の政府見解を変えて、あらゆる地域での支援を想定する新たな見解を示した。…政府は、<u>日本の平和と安全に重要な影響を与える事態（重要影響事態）と判断すれば、日本の防衛のために活動する米軍など他国の軍を自衛隊が地球規模で後方支援できるようにするため、現行の周辺事態法を抜本的に改正する。</u>	
H27・05・12	朝日新聞	C3-5	【見出し】「『専守防衛』変質」 【リード】自民、公明両党は11日の協議で、新しい安全保障法制を構成する11法案の内容で正式に合意した。日本の防衛から「<u>国際貢献</u>」に至るまで「<u>切れ目のない対応</u>」を掲げ、<u>自衛隊の海外での活動の内容や範囲をこれまでより一段と拡大する中身だ。</u>防衛戦略を受動的なものに限るとした「専守防衛」の理念のもと自衛隊に課せられた様々な制約が、取り払われることになる。 【本文】…「憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢」としてきた専守防衛を変質させる内容だけに、日本が戦争に関わるリスクも背負うことになる。…	
H27・05・12	朝日新聞	C3-6	【見出し】「集団的自衛権 行政、政権の裁量次第」「3要件判断基準あいまい」 【リード】11日に法案の全体像が示された安全保障法制の中で、中核的な柱のひとつが、武力攻撃事態法改正案に盛り込まれた集団的自衛権の行使だ。<u>改正法案には、安倍内閣が昨年7月に閣議決定した、行使の前提となる新3要件が明記された。</u>与党幹部は厳しい「歯止め」をかけたと言議するが、行使の判断基準にはあいまいさが残る。政権の裁量次第で、海外での武力行使に道を開くものだ。	

			【本文】…そもそも集団的自衛権の行使は、国連憲章が加盟国に認めている国際法上の権利だ。日本政府はこれまで「持っているが、使えない」との立場を取ってきた。だが、憲法解釈を変えて行使を可能にしたことで、他国の戦争にどう関わるか、新たな判断が問われることになる。<u>世界的に見れば、集団的自衛権の行使が、後にその是非を問われたケースも多い。米国がベトナム戦争に参加したり、北太平洋条約機構（NATO）がアフガニスタン戦争に加わったりした根拠も、集団的自衛権の行使だった。</u>…	
H27・05・14			27・5 閣議決定（26・7 閣議決定の趣旨に沿って新安保法制法案を閣議決定）	
H27・05・14	朝日新聞	C3-7	【見出し】「安保 11 法案 今夕閣議決定」 【リード】安倍政権は 14 日夕、新たな安全保障法制の関連 11 法案を閣議決定する。戦争中の他国軍を後方支援する新たな恒久法と、集団的自衛権の行使を可能とする武力攻撃事態改正法案などの改正一括法案からなる。	
H27・05・15			新安保法制法案を国会に提出	
H27・05・15	朝日新聞	C3-8	【見出し】「政権、安保政策を大転換」「法案閣議決定 国会審議へ」 【リード】安倍政権は 14 日夕、戦争中の他国軍を後方支援する新たな恒久法案と、集団的自衛権を行使できるようにする武力攻撃事態法改正案など安全保障法制の関連 11 法案を臨時閣議で決定した。 【本文】…今回、閣議決定された関連法案は、武力攻撃事態法改正案、周辺事態法改正案（重要影響事態法案に名称変更）、国連平和維持活動（PKO）協力法改正案などの改正案 10 本を束ねた一括法案「平和安全法制整備法」と、国会の事前承認があればどこでも素早く自衛隊を紛争地に派遣することを可能にする「国際平和支援法案」の 2 本立てとなっている。…安倍政権は 15 日に法案を国会に提出する。	
H27・05・19	朝日新聞	C4-2	【見出し】安保 11 法案 今国会で「成立『必要ない』60%」 【リード】朝日新聞社は 16、17 日の両日、全国世論調査（電話）を実施した。自衛隊による米軍への後方支援の範囲拡大などを含む安全保障法制の関連 11 法案について、いまの国会で成立させる必要があるかどうか尋ねたところ、「必要はない」が 60%、「必要がある」23%を引き離した。	
H27・05・19	朝日新聞	C8-37	【見出し】「際限ない武力行使に道」 【リード】15 日に国会に提出され、来週にも審議入りする安全保障法制法案。「根本多岐な問題がある」と指摘してきた元内閣法制局長官の宮崎礼老・法政大学法科大学院教授（70）に、この法案についてどう考えるべきなのかを聞いた。 一武力攻撃事態法改正案では、これまで認められてきた日本が直接武力攻撃を受ける場合に加えて、日本と密接な関係の他国への攻撃に対しても、武力行使できるようになりました。 <u>「法案に憲法違反の集団的自衛権行使容認が明示されているのは、重大な問題だ。政府が一貫して説いてきた『集団的自衛権行使は、他国防衛を本質とするものであって、現憲法 9 条の下では認められない』という解釈を根底から覆し、9 条の規範性をなくす。米国の要請さえあれば際限のない海外での武力行使に道が開かれてしまう」</u> 一法案には、武力行使の新 3 要件の「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」が盛り込まれました。政府は「歯止め」になるとしています。 <u>「安倍晋三首相はホルムズ海峡に機雷が敷設され、日本への石油供給が滞るような場合にもこの要件は当てはまりうる、と答弁している。この要件がほとんど『歯止め』になっていないことは明白だ」</u> 一国連平和維持活動（PKO）協力法改正案では、自衛隊が治安維持活動を担えるようになります。 <u>「治安維持は医療・食糧配給・道路復旧といった民生支援の業務とは異質だ。自衛隊による交通検問、家屋への立入検査などの取り締まり、駐留・巡回に住民が反発を覚え、新たな紛争を発生させる恐れが極めて高いのではないか。治安維持業務に乗り出すことは、よほど慎重に考えるべきだ」「駆け付け警護」の対象についても、少なくとも他国軍隊や治安部隊を除外し、民生支援の PKO 要員や非武装の住民集団に限るべきだと思う。」</u> 一国会の会期が残り 1 カ月余りでの国会提出となりました。政府・与党は会期延長も視野に今国会での成立を目指しています。 <u>「防衛法制のあらゆる場面で、従来憲法 9 条との整合性を保つために考えてきた多くの制約や基準や要件が大幅に転換され、緩和されようとしている。このような法案を大幅に会期延長を強行して成立させようというのは、国会審議として異常というしかない。国民の覚悟と性根が問われている。」</u>	

H27・05・21	朝日新聞	C4・3	【見出し】「一般に海外派兵は認められない」「機雷除去は例外 首相強調」 【リード】安倍晋三首相は 20 日、今国会初の党首討論で、新たな安全保障関連法案の国会審議を前に民主党など野党 3 党との論戦に臨んだ。首相は集団的自衛権の行使について「<u>武力行使を目的として海外の（他国の）領土や領海に入っていくことは許されない</u>」としつつ、中東・ホルムズ海峡を念頭に、<u>機雷除去は例外的に認められると強調</u>した。自衛隊の活動範囲がどこまで及ぶのが国会審議の焦点になりそうだ。	
H27・05・24	東京新聞	C3・9	【見出し】安保法案閣議決定 新聞各社の社説 地方紙大半が警鐘 全国紙は評価二分 【本文】安全保障法制の関連法案が 26 日から衆院で審議入りする。14 日の閣議決定に関する各社の社説・論説（14～16 日）を点検したところ、全国紙の賛否が割れる一方、ブロック紙・地方紙の大半が批判的な立場で論陣を張っている。	
H27・05・25	日経新聞	C3・10	【見出し】「安保法案『説明不十分』8 割」「内閣支持層でも 7 割」 【リード】<u>日本経済新聞社の世論調査で、26 日に衆院で審議入りする安全保障関連法案への懸念の強さがあらためて浮き彫りになった</u>。8 割が政府の説明は不十分だと回答。安倍晋三首相の「米国の戦争に巻き込まれることはない」との発言に「納得しない」も 7 割を超えた。政府・与党は今国会成立をめざすが、必要性はまだ浸透していない。	
H27・05・26	朝日新聞	C4・5	【見出し】「集団的自衛権どこまで」「菅氏『新 3 要件で敵基地攻撃も』」 【リード】安倍政権が今国会で成立を目指す安全保障関連法案は、26 日の各党の代表質問で、国会審議が始まる。安倍政権は、他国への攻撃を自衛隊が排除する集団的自衛権を、限定的に使うと説明してきた。しかし、<u>中東・ペルシャ湾での機雷除去に加え、他国のミサイル発射を防ぐための敵基地攻撃も可能とする見解が示された</u>。政権がどこまで行使を可能と考えるのか。国会論戦の大きな焦点だ。 【本文】菅義偉官房長官は 26 日の記者会見で、敵基地攻撃について「誘導弾などの基地をたたくことは、法律的には自衛の範囲に含まれ、可能という国会答弁がある」と述べた。…菅氏の発言は、日本への直接のミサイル攻撃ではなくても「武力攻撃の新 3 要件」を満たせば、集団的自衛権で他国の基地を攻撃することが憲法上認められるとの見解を示したものだ。	
H27・05・27	朝日新聞	C4・6	【見出し】『『存立事態』首相が判断基準』「国民生活に死活的影響」 【リード】安倍政権が今国会での成立を目指す安全保障関連 11 法が 26 日審議入りし、衆院本会議で代表質問が行われた。安倍晋三首相は「国民生活に死活的な影響が生じるか否かを総合判断する」として、単なる経済的な影響では妥当しないと述べた。さらに「武力行使の新 3 要件」を満たせば、他国の領域でも集団的自衛権を行使できるとの見解を示した。 【本文】…<u>首相は集団的自衛権を行使できる例として、機雷除去と邦人輸送中の米艦防護に加え、新たに北朝鮮を念頭に置いた有事を挙げた</u>。首相は「我が国近隣において米国に対する武力攻撃が発生。攻撃国は我が国をも射程に捉える相当数の弾道ミサイルを保有し、我が国に対する武力攻撃の発生が差し迫っている」状況を例示。…	
H27・05・27	東京新聞	C4・7	【見出し】「首相『総合的に判断』強調」「武力行使 政府の裁量」 【リード】他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案は、26 日の衆院本会議で審議入りした。<u>安倍晋三首相は集団的自衛権の行使が可能となる『存立危機</u>	

			事態」の認定について「政府が総合的に判断する」と、厳格な判断基準を示さなかった。集団的自衛権行使は政府の裁量に任されることが鮮明になった。 【本文】首相は、どういふ状況が存立危機事態に該当するかについて「個別具体的な状況に即し、政府がすべての情報を総合して客観的、合理的に判断する。一概に述べることは困難」と説明。…	
H27・05・28	朝日新聞	C4-9	【見出し】「武力行使の『例外』拡大」「他国領域 米艦防護・機雷除去」 【本文】首相は「武装部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣する海外派兵は一般に自衛のための必要最小限度を超え、憲法上許されない」と語り、他国領域での集団的自衛権の行使は一般的には認められないとした。ただ、邦人輸送中の米艦船が他国の領域で攻撃された場合に自衛隊が防護するかどうかについて、…場合によっては行使する可能性もあるとの考えを示した。また、日本への石油供給ルートで、イランとオマーン両国の領海が接しているホルムズ海峡での機雷除去について、首相は「(自衛のための) 必要最小限度の範囲内に言わば例外としてとどまることもありうる」と話し、他国領域でも武力行使をする可能性を改めて強調した。 また防衛相は、旧イラク特措法や旧テロ対策特措法で海外派遣された自衛官のうち計 54 人が帰国後に自殺したことを明らかにした。 安倍晋三首相は「海外派兵は一般に許されない」と繰り返しながら、海外での武力行使に等しい「例外」を次々と明らかにしている。これは、政権が訴える集団的自衛権の「限定容認」をめぐり、その歯止めがなおあいまいなためだ。	
H27・05・28	東京新聞	C4-10	【見出し】『他国で戦わず』崩れる」「機雷掃海さらに米艦防護、敵基地攻撃」「安保法案審議 首相ら否定せず」 【リード】安倍晋三首相ら政府側は、集団的自衛権に基づく他国領域での武力行使の事例について、近隣国の領海で米艦が攻撃された際に日本が反撃する可能性を否定しなかった。敵基地攻撃が許されないわけではないとする憲法解釈の維持も明言。首相はこれまで「他国の領域で武力行使はしない」と答弁し、戦時の機雷掃海のみを例外に掲げてきたが、これが崩れた。	
H27・05・29	朝日新聞	C4-11	【見出し】「存立危機 攻撃切迫 重要影響」「『事態』議論 答弁あいまい」 【リード】安全保障関連 11 法を審議する衆院特別委員会が 28 日、2 日目の審議を行った。この日は、集団的自衛権を行使する判断基準となる「存立危機事態」など、関連法案に盛り込まれた複数の「事態」について議論が集中。野党の質問に対して、政権の答弁があいまいで質疑が紛糾する場面もあった。 【視／点】国会論戦で定義があいまいな「事態」が飛び交うのは、安全保障法制のわかりにくさを象徴している。これまで自衛隊に出動を命じる前提となる「事態」は、日本有事を起点と考えられてきた。安倍政権が集団的自衛権の行使を認め、自衛隊の海外派遣の拡大を決めたことで、武力を行使したり他国の戦争を支援したりできる範囲が広がり、それぞれの事態が重なり合うことで、その線引きが不明確になっている。…	
H27・05・29	朝日新聞	C4-12	【見出し】『事態』混然』『明白な危険』どう違う？『存立危機』なら必ず『重要影響』？」「重なる範囲もたつく答弁」 【リード】日本が「危険」に陥る事態をどのように位置付け、そのとき自衛隊はどう動くのか。28 日の衆院特別委員会で焦点となったのは、安倍政権が安全保障関連法案に盛り込んだ「事態」の数々だった。野党側の質問に政府の答弁が混乱する一幕もあり、各事態の定義や関係のあいまいさを浮き彫りにした。	

H27・05・30	東京新聞	C4-13	【見出し】『事態』重なり混然」「武力行使の範囲 政府裁量に」 【本文】安全保障関連法案に関する衆院特別委員会の 29 日の審議で、自衛隊の派遣や出動が可能となる 6 つの「事態」の線引きの不明確さが浮き彫りになった。	
H27・06・01	朝日新聞	C8-38	【見出し】「人類の英知立憲主義 悲劇の背景忘れるな」佐藤幸治 京大名誉教授 【リード】行政改革や司法改革など近年の「この国のかたち」作りに関わってきた憲法学者、佐藤幸治・京大名誉教授（77）が政治のあり方を憂慮している。「遺言のつもりで書いた」と 4 月末に出版した新著で、<u>権力の乱用を防ぎ人間の尊厳を守ろうとする立憲主義は、人類が長い歴史をかけて確立してきた英知だと強調する</u>。その思いを聞いてみた。 【本文】…佐藤さんによると、現代の憲法（立憲主義）の特質の一つは、<u>政治の行き過ぎから人権を守るために憲法裁判制度を導入したところにある</u>。根底にあるのは政治部門（議会・内閣）が憲法の趣旨にかなうよう活動することへの強い期待だ。「議会は、国民の表現の自由を基礎を置く『公開討論の場』の中心。政策の是非に関する様々な意見とその根拠を国民に明らかにする重い責任を負っている。」 気がかりなことがある。<u>憲法 9 条の下で集団的自衛権は行使できないとする長年の政府解釈を変更した昨年 7 月の閣議決定、今国会成立を目指すことされる安保法制をめぐる動きだ</u>。佐藤さんは言う。「政府がずっと許されないとしてきたことを許されるとするなら、それにふさわしい慎重な手順と説得的な説明が必要だ」 だが、首相は国会答弁で、「米国の戦争に巻き込まれることは絶対にあり得ない」と断言する。「丁寧な審議を通じて事柄の内容と問題点を国民に明らかにしないままに突き進むとすれば、日本の議会制・立憲主義の将来にどのような結果をもたらすか大変心配している」 佐藤さんは新著「立憲主義について 成立過程と現代」（左右社）にこう記している。<u>「われわれは、立憲主義を侮蔑し、『力』への信仰に走った国々によってあの第二次世界大戦という未曾有の悲劇が引き起こされたことを決して忘れてはならない」</u>	
H27・06・02	東京新聞	C4-14	【見出し】「日本攻撃意思不明でも行使」「集団的自衛権 首相見解」「判断は政府裁量」 【リード】政府は 1 日の安全保障関連法案に関する衆院特別委員会で、<u>米国などを攻撃した相手国が日本を標的にする意思を持つかどうか不明な場合でも、集団的自衛権に基づく武力行使は可能との見解を示した</u>。中東・ホルムズ海峡での戦時の機雷掃海が念頭にあるが、他のケースでも当てはまる可能性がある。<u>武力行使の要件となる「国民の生活、権利が根底から覆される明白な危険がある」などに該当するかの判断は、政府の裁量次第ということがあらためて鮮明になった</u>。	
H27・06・02	朝日新聞	C9-7	【見出し】「後方支援 中東・インド洋も」「首相が『重要影響事態』例示」 【本文】安倍晋三首相は 1 日、新たな安全保障関連法案を審議する衆院特別委員会で、日本の防衛のために活動する米軍などを後方支援する「重要影響事態」について、中東やインド洋での武力衝突が、この事態に当てはまるとの認識を示した。	
H27・06・05	産経新聞	C4-15	【見出し】「安保法案 全参考人『違憲』」 【本文】衆院憲法審査会は 4 日、憲法学の専門家 3 人を招いて参考人質疑を行った。<u>憲法解釈変更による集団的自衛権の行使を含む新たな安全保障関連法案について、与党が推薦した参考人をはじめ全員が「憲法違反だ」と批判</u>。与党が呼んだ参考人が政府の法案を否定するという異例の事態となり、「人選ミス」で墓穴を掘った。 【本文】…<u>自民党や公明党などが推薦した早稲田大学の長谷部恭男教授は審査会で、安保法案について「憲法違反だ。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない」と明言した</u>。これに対し公明党の北側一雄副代表は「憲法 9 条の下でどこまで自衛措置が許されるのか突き詰めて議論した」と理解を求めた。だが、長谷部氏は「どこまで武力行使が新たに許容されるのかはっきりしていない」と批判を続けた。… 【主な発言】<u>長谷部恭男早大教授：集団的自衛権の行使が許されるというのは憲法違反だ</u>。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない。法的な安定性を大きく揺るがす。外国の武力行使と一体化する恐れが極めて強い。<u>小林節慶大教授：憲法 9 条は、海外で軍事活動する法的資格を与えていない</u>。仲間の国を助けるために海外に行くのは憲法違反だ。 <u>佐田英司早大教授：（歴代政権が作り上げてきた法制の枠組みを）踏み越えてしまっており、違憲だ</u>。	
H27・06・05	朝日新聞	C8-10	【見出し】「戦争参加するなら『戦争法』」「集団的自衛権『範囲不明確』」 【リード】「集団的自衛権の行使は違憲」。4 日の衆院憲法審査会に招かれた憲法学者 3 人は、安全保障関連法案に「レッドカード」を突き付けた。政府・与党内には今後の衆院特別委員会の審議に冷や水を浴びせかねないとの見方が広がり、「委員会の存立危機事態だ」との声も出た。 【本文】…<u>小林節・慶大名誉教授は、今の安保関連法の本質について「国際法上の戦争に参加することになる以上は戦争法だ」と断じ</u>、平和安全法制と名付けた安倍晋三首相や政府の姿勢を「平和だ、安全だ、レッテル貼りだ、失礼だ	

			という方が失礼だ」と痛烈に批判した。 憲法や安全保障についての考え方が異なる3人の参考人だが、そろって問題視したのは閣議決定で認めた集団的自衛権の行使。集団的自衛権は「違憲」との見方を示し、<u>憲法改正手続を無視した形で推し進める安倍政権の手法を批判した</u>。 <u>長谷部恭男・早大教授</u>は、従来の政府解釈が個別的自衛権のみを認めてきた点を踏まえて「（閣議決定は）どこまで武力行使が許されるのかも不明確で、立憲主義にもとる」と批判した。 <u>笹田栄司・早大教授</u>は、内閣の判断で憲法解釈を変えることについて、戦前のドイツでナチスの台頭を許した「ワイマール（体制）のことを思う」と言及。専門の違憲審査の問題を踏まえて、憲法解釈については「少しくールに考える場所が必要」などと指摘した。 教授らは、新たな安保関連法案が「戦闘現場」以外なら米軍などへの後方支援を拡充する点についても問題点を指摘した。<u>長谷部氏が「（憲法9条に抵触する他国との）武力行使の一体化が生ずるおそれは極めて高くなる」と発言</u>。小林氏は、戦争への協力を銀行強盗を手伝うことになたとえて、こう皮肉った。「一体化そのもの。長谷部先生が銀行強盗として、僕が車で送迎すれば、一緒に強盗したことになる」
H27・06・07	毎日新聞	C8-41	【見出し】「憲法学者批判続々」「立憲主義の危機」シンポに1400人「安保法制 政権に不信感」 【本文】安全保障関連法の衆院審議が続く中、<u>京大名誉教授で憲法学者の佐藤幸治氏</u>が6日、東京都内で講演し、「<u>憲法の個別的事柄に修正すべきことがあるのは否定しないが、根幹を変えてしまう発想は英米独にはない。日本ではいつまでぐだぐだ（根幹を揺るがすようなことを）言うのか、腹立たしくなる</u>」と述べ、憲法を巡る現状へのいらだちをあらわにした。法案を巡っては4日の衆院憲法審査会で、自民党推薦の参考人・長谷部恭男氏を含む憲法学者3人全員が憲法9条違反だと批判。自民は当初佐藤氏に参考人を要請したが断られ、長谷部氏を選んでいた。 <u>佐藤氏は「（憲法という）土台がどう変わるかわからないところで、政治と司法が立派な建物を築くことはできない」とも語り、憲法の解釈変更で安保法制の整備を進める安倍政権への不信感をにじませた</u>。 講演は「立憲主義の危機」と題するシンポジウムで行われた。続く討論で安保法制について、<u>樋口陽一・東京大名誉教授が「（関連法案の国会への）出され方そのものが（憲法を軽んじる）非立憲の典型だ」と、また石川健治・東京大教授が「憲法9条の論理的限界を超えている」と、憲法学の立場から政府のやり方を厳しく批判した</u>。 会場の東京・本郷の東京大学構内では、開始前に700人収容の会場から人があふれ、急きょインターネット中継を利用して300人収容の別会場が用意された。だが、そこも満員で立ち見が出る盛況ぶり、最終的には約1400人が詰めかけた。…
H27・06・11	東京新聞	C8-74	【見出し】「憲法解釈環境次第で再変更」「安保法案で防衛省」 【リード】安全保障関連法案に関する衆院特別委員会は10日、関係閣僚が出席して一般質疑を行った。<u>中谷元・防衛相は他国を武力で守る集団的自衛権の行使を容認した憲法解釈について、将来的に日本を取り巻く安全保障環境がさらに変化すれば、再び変更する可能性があるとの認識を示した</u>。野党側は「法的安定性が損なわれる」と批判した。 【本文】…また、<u>中谷氏は安保法案が違憲との批判について「これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性、法的安定性は保たれている」と重ねて反論した。最高裁から違憲判決を受けた場合の対応については「法治国家なので、最高裁の判断が出た時には適切に従っていきたい」と表明</u>。「違憲無効となるものとは考えていない」とも述べた。
H27・06・11	朝日新聞	C4-19	【見出し】「改正防衛省設置法 成立」「制服組、背広組と対等に」「野党『文民統制危うく』」 【リード】<u>防衛相の「背広組」（文官）と「制服組」（自衛官）のあり方を変える改正防衛省設置法が10日、参院本会議で成立した。文官が自衛官より優位になって防衛相を支える増分を撤廃し、対等な関係となる</u>。野党の一部はシビリアンコントロール（文民統制）を危うくするとして反対した。
H27・6・12	朝日新聞	C8-75	【見出し】「安保『違憲判決なら法改正』」 【本文】安全保障関連法案について、磯崎陽輔首相補佐官（国家安全保障担当）は11日、<u>法案成立後に最高裁から違憲判決が出た場合の対応について「法律を改正するしかない」と述べた</u>。…BS朝日の番組収録で語った。 同法案の成立後に違憲判決が出た場合の対応については10日の衆院特別委員会でも議論となった。<u>中谷元・防衛相は民主党議員からの「違憲判断がなされた場合、慣例通り法律の失効を停止するのか」と問われ、「最高裁の判断には従う。法治国家として適切に対処する」と述べたが、法案を出し直すかどうかは明らかにしていなかった</u>。

H27・06・12	朝日新聞	C8-46	【見出し】「協議主導 高村氏が学者批判」 【本文】与党側で論戦の主軸を担った高村氏はこの日の討議に合わせ、急きょ、憲法審査会のメンバーに加わった。…「<u>国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、自衛に必要な措置が何であるかについて考え抜く責務がある。これを行うのは憲法学者ではなく、政治家だ</u>」 こうした憲法学者への批判は、他の自民議員にも目立った。古屋圭司・前拉致問題相は「学者が違反と言っているから『廃案』という論理はおかしい」。平沢勝栄氏は「<u>憲法をえて国が滅ぶの愚を犯してはならない</u>」と語った。	
H27・06・13	朝日新聞	C8-48	【見出し】「じじいだからって黙ってられぬ」 【本文】戦争時代を知るベテラン政治家4人が12日、そろって安全保障関連法案に反対する声を上げた。共通するのは、解釈改憲による集団的自衛権行使容認に対する憤りだ。…<u>自民党幹事長や副総裁を歴任した山崎拓氏</u>（78）、…<u>自民党時代「タカ派」として知られた亀井静香・衆院議員</u>（78）…<u>武村正義・元新党さきがけ代表</u>（80）…<u>藤井裕久・元民主党政幹事長</u>（82）… 【見出し】『法案撤回を』砂川事件弁護団 【本文】…<u>事件当時の弁護団は12日、「判決は集団的自衛権のあり方や行使に全く触れていない。国民を惑わすだけの強弁であり、法案の撤回を要求する」との声明を出した。声明は「裁判の争点は、日米安保条約に基づく米軍駐留が憲法9条に違反するかどうかに尽きている」と指摘。判決が「自衛権」を「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置」と定義したことについては、「個別的自衛権を指すことに疑問の余地はない」と主張した。</u> （注：上記山崎拓氏、亀井静香氏の考え方は H27・06・26 付毎日新聞 C8-61 に詳しく掲載されている）	
H27・06・16	朝日新聞	C8-50	【見出し】「政府見解不変のルールない」「『合憲派』の学者」 【本文】…「学者の解釈は私的解釈にすぎない。国は傍論に縛られず、防衛に責任を持つ立場ですすめればいい」。<u>百地章・日本大学教授</u>はこう語る。憲法解釈の変更をめぐる政府見解と同様に、「他国への攻撃でも、我が国が直接攻撃されたのと同じく、我が国の存立を脅かし、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限れば集団的自衛権は行使できる」と考える。 <u>西修・駒澤大名誉教授</u>は「批判する学者は法案が従来の政府見解を超えているから違憲と訴えている。だが、憲法の条文に照らして解釈すれば今回の法案は憲法の枠内だ」。<u>長尾一統・中央大名誉教授</u>は「日本の安全保障環境が大きく変化するなか、お二人（注：長谷部氏、小林氏）は数十年前の見解をずっと持ち続けているのかと驚いた。政府見解を代えてはいけないルールはない」と語った。 <u>「違憲派」の憲法学者たちは法案の廃案を求める声明を公表し、計228人が加わっている。これに対し「合憲派」としては「3人」「10人」などの数字が挙がる。</u>長尾氏は、「もっと多いはず。少なく見積もりすぎている」と語る。…	
H27・06・16	東京新聞	C4-20	【見出し】「安保法『ノー』」「地方から声」「憲法審公聴会6人中5人『違憲』」 【リード】衆院憲法審査会が15日、高知市で開いた地方公聴会で、他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案について、一般公募で選ばれて意見を述べた市民ら6人のうち5人が「違憲」と指摘した。…	【本文】高知市で15日開かれた衆院憲法審査会の地方公聴会。安全保障関連法案に賛成を表明したのは自民党の働きかけで公募に応じた尾崎正直高知県知事だけで、反対意見が大勢を占めた。…高知大の<u>岡田健一郎准教授</u>（憲法学）は「政府は国会の基本原則に関する憲法解釈を手続を経ずに変えた。このような解釈変更が許されるなら、どんな条文も解釈変更が可能となる」と指摘。
H27・06・16	東京新聞	C8-78	【見出し】「海外派遣拡大で PTSD 増加も」「防衛相言及」 【本文】<u>中谷元・防衛相は15日の安全保障関連法案に関する衆院特別委員会</u>で、自衛隊が海外で活動する機会の拡大に	

			伴い、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症する隊員が増える可能性を認めた。…政府は今月5日の答弁書で、アフガン戦争とイラク戦争に関連する特別措置法に基づき、海外に派遣された自衛隊員のうち56人が在職中に自殺したと公表。海外派遣との因果関係を特定することは困難としている。	
H27・06・20	東京新聞	C8-55	【見出し】「歴代法制局長官4氏『違憲』」安保法案 正当性さらに揺らぐ 【リード】他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案について、内閣法制局の歴代長官で故人を除く10氏のうち5人が本旨の取材にコメントし、4氏が「違憲」（注：大森政輔氏、阪田雅弘氏、宮崎礼老氏）もしくは「運用上は違憲」（秋山収氏）との考えを示した。合憲はいなかった。安倍政権は安保法案について「従来の憲法解釈の基本的な論理は全く変わっていない」として、合憲と主張している。しかし、<u>歴代内閣で憲法解釈の中心的役割を担った元長官が合憲性を否定した</u>ことで、法案の合法性はさらに揺らいだ。 【本文】…津野修氏は「法案の内容が抽象的すぎて具体的な条文が違憲かは分からない」と述べた。…取材に応じた5氏のほか、第二次安倍政権で長官を辞め、<u>最高裁判事（現職）になった山本康幸氏は就任会見で「（集団的自衛権の行使容認は）解釈変更で対応するのは非常に難しい」と明言。本紙の取材には「現在は立場上差し控える」とした</u>。安保法案の違憲訴訟が起こされた場合、合憲か違憲かを判断する立場になるが「白紙の状態で判断したい」と述べた。梶田信一郎、工藤敦夫、茂串峻、角田礼次郎の4氏は、体調や高齢、立場上などを理由にコメントしなかった。 （注：上記5氏の考え方はH27・06・20付東京新聞C8-56に詳しく掲載されている）	
H27・06・22	日経新聞	C4-17	【見出し】「安保法案を批判」「元法制局2長官『見解を逸脱』『違憲』」 【本文】衆院平和安全法制特別委員会は22日午前、安保法案関連法案に関する参考人質疑をした。 【本文】…野党が推薦した<u>阪田雅裕元内閣法制局長官</u>は集団的自衛権の「<u>限定行使</u>」に一定の理解を示しつつ、<u>経済的危機のみで行使することは「従来の政府見解を明らかに逸脱している」と批判</u>。<u>宮崎礼老元内閣法制局長官</u>も「<u>法案は9条に違反し速やかに撤回すべきだ</u>」と訴えた。 同じく野党が推薦した<u>小林節慶大名誉教授</u>は関連法案について「<u>憲法に違反し、政策としても愚かであり、廃案にすべきだ</u>」と述べた。	
H27・06・30	朝日新聞	C4-18	【見出し】「機雷除去答弁あいまい」「ホルムズ集団的自衛権適用巡り」 【リード】新たな安全保障関連法案を審議する29日の衆院特別委員会では、中東・ホルムズ海峡での機雷除去が、集団的自衛権を行使する事例に当たるかどうかが問われた。他国が日本に代わって機雷除去できる場合に「武力行使の新3要件を満たすのかをめぐり、政府はあいまいな答弁に終始。質問をはぐらかすような姿勢が目立った。	
H27・06・30	朝日新聞	C8-64	【見出し】「集団的自衛権に砂川判決引用 <u>元最高裁判事は</u>」 【リード】集団的自衛権の行使は認められないと説明してきた政府の憲法解釈を変えることで成り立つ安全保障関連法案。安倍晋三首相は26日の国会答弁で、半世紀以上前の砂川事件最高裁判決を持ち出し、行使容認の根拠になると明言したが、理にかなうのか。「憲法の番人」である最高裁判事を務めた2人に聞いた。 「法案根拠にするのは疑問」<u>園部逸夫さん</u> 砂川事件が起きたのは1957年、私が京都大学法学部の助教授になった翌年だった。<u>憲法9条の下で安保条約による米軍の日本への配備が認められるかどうか議論の中心で、集団的自衛権は争点になっていなかった</u>。最高裁は個々の事件について上告審として最終的な判断をする裁判所で、事実関係は事件によって異なる。<u>砂川事件判決を集団的自衛権の行使を認めた安保関連法案の根拠とするのは疑問がある。内閣法制局は長年、憲法9条に関する慎重かつ精緻な解釈を積み重ね、ある意味で「憲法裁判所」の役割を果たしてきた</u>。しかし、今回の政府見解は解釈の限界を超えている<u>疑いが強いと感じている</u>。…<u>憲法はその時々国際情勢の中で生かされている。国会議員は党派を超えて改憲の是非を議論し、良心に従って安保政策と今後のあるべき憲法の姿を国民に問うべきだ</u>。国民は主権者として議論をチェックして欲しい。 「『行使の容認』言い過ぎだ」<u>那須弘平さん</u> <u>砂川事件判決が集団的自衛権の行使を容認したものだとするのは言い過ぎだ。判決は米軍の駐留受入が違法とまでは言えない。とっているに過ぎない</u>。他方で、集団的自衛権の問題は無関係だとも言い切っていない。判決にある裁判官の個別意見の中にも、集団的自衛権を意識した主張と理解できる記述が数か所出てくる。これらの記述をヒントに、政府の提案が出たことは容易に想像できる。つまり、<u>判決は集団的自衛権の行使については、容認するとも、否定するとも言っていない。これが判決の実態に一番近い説明だ</u>。むしろ大切なのは、個別自衛権を認める一方、集団的自衛権の行使は認めないとする政府の1972年見解との整合性だ。72年見解が当時の正しい憲法解釈だったと正面から認めた上で、変更しないといけな深刻な国際情勢が発生しているというのは本当か、それは具体的には何か、政府は詳しく説明すべきだ。また、どんな場合なら憲法解釈の変更が認められるのか、政府はきちんと国民に示し、国会でも時間	

			をかけて議論すべきだ。政府の公式見解は国民にとっては道しるべのようなものだから、よほどのことがない限り変更すべきではない。その時々政府の考え次第で左右させるようでは、道しるべの役割を疑われる。	
H27・07・02	毎日新聞	C9-9	【見出し】「安保理特別委『空中給油は可能』」「中谷防衛相 他国軍支援で」 【本文】中谷元防衛相は1日の衆院平和安全法制特別委員会で、<u>安全保障関連法案に盛り込んだ他国軍への後方支援について、自衛隊の空中給油機による米軍などの戦闘機への給油が可能になると説明</u>。「現に戦闘が行われていない場所で行う」と述べ、他国の武力行使との一体化には当たらないとの認識を強調した。	
H27・07・04	毎日新聞	C4-21	【見出し】「安保法案 国会承認空洞化の懸念」 【リード】戦後の安全保障政策を大転換する安保関連法案を巡り、<u>自衛隊海外派遣の歯止めとして政府の強調する「国会の承認」が、特定秘密保護法によって空洞化しかねないとの懸念が広がっている</u>。派遣の是非の判断に必要な詳しい情報が同法で伏せられれば、国会の承認は「追認」に堕しかねない。安保法制と特定秘密の関係について、政府は現時点でもきちんと説明していない。	
H27・07・09	朝日新聞	C4-22	【見出し】「安保法制 144 議会『反対』」「意見書可決 181 議会『慎重に』」 【リード】安全保障法制や集団的自衛権の行使容認めぐり、全国で少なくとも 331 の地方議会が国会や政府への意見書を可決していることがわかった。「反対」の立場が 144 議会、「賛成」が 6 議会、「慎重」は 181 議会だった。	
H27・07・09	東京新聞	C8-82	【見出し】「憲法学者 9 割『違憲』」「安保法案 本紙調査 204 人回答」「『立憲主義の危機』強い懸念」「集団的自衛権 限定的でも『不可能』多数」 【リード】本紙は、他国を武力で守る集団的自衛権行使を柱とする安全保障関連法案に関し、全国の大学で憲法を教える教授ら 328 人を対象に、法案の合憲性などを尋ねるアンケートを実施した。回答した 204 人（回答率 62%）のうち、<u>法案を「憲法違反」（違憲）としたのは、6 月 4 日の衆院憲法審査会に自民党推薦で出席した長谷部恭男・早稲田大教授をはじめ、青井未帆・学習院大教授、愛敬浩二・名古屋大教授ら 284 人、回答者の 90% に上り、憲法学者の圧倒的多数が違憲と考えている現状が鮮明になった</u>。 【本文】「合憲」は百地章・日本大教授ら 7 人（3%）にとどまった。「合憲・違憲を議論できない」などとして「その他」と回答した人も 13 人（6%）いた。違憲と答えた人は、回答しなかった人も含めた総数 328 人でみても過半数を占めた。…9 条改憲の是非については、75% の 153 人が「改正すべきではない」と回答。「改正すべきだ」は 17 人だった。「その他」や無回答が 34 人いた。…「今回の議論は単なる安全保障政策の憲法適合性の問題ではない。現政権の立憲主義への挑戦、憲法の否定ととらえなければならない」。アンケートの自由記述では、桐蔭横浜大森保憲教授がこう記したように、安倍政権が憲法解釈を変更し、安全保障関連法案の成立を目指していることに「立憲主義の危機だ」と懸念の声が相次いだ。	
H27・07・16			新安保法制法案が衆議院で可決	
H27・07・16	朝日新聞	C4-23	【見出し】「安保採決 自公が強行」「きょう衆院通過へ」 【リード】安倍政権は 16 日の衆院特別委員会で、<u>安全保障関連法案の裁決を強行した</u>。委員会では維新の党退席、民主・共産両党が抗議する中、自民・公明両党の賛成多数で可決した。法案は 16 日、衆院本会議で採決される方向だ。ただ、報道各社の世論調査では法案への反対意見がふくらんでおり、15 日も国会周辺では市民らが反対の声を上げた。 【本文】…首相は 15 日の質疑で「残念ながら、まだ国民の理解が進んでいる状況ではない」と認めた。その後、首相官邸で記者団に「国会の審議はさらに続く、丁寧に分かりやすく説明していきたい」と語った。<u>首相が自ら国民の理解不足を認めながら裁決強行に踏み込んだのは、4 月の衆議院演説で「この夏までに成就させる」と今国会での成立を国際社会に公約したことが背景にある</u>。…	
H27・07・16	東京新聞	C4-24	【リード】違憲の疑いが濃い安保関連法案が 15 日、衆院特別委で可決された。政府・与党はこの間、異論に耳を傾けず、<u>同党議員が民放のアンケートに答えることすら禁じた</u>。その	

			政治手法は独裁に等しい。NHKは質疑を中継しなかった。	
H27・07・16	日経新聞	C4-25	【見出し】『なぜ急ぐ』『説明足りぬ』『国会、響く怒号と拍手』 【リード】「なぜ今、法整備が必要なのか」「実際にはどんな事態を想定しているのか」。多くの国民に疑問を残したまま安全保障関連法が15日の衆院特別委員会で可決された。自衛隊が海外で戦闘行為に関わる可能性を含む法案の委員会審議は与党単独採決で幕切れに。委員会室では野党の怒号が飛び、国会周辺では法案に反対する人たちが抗議の声を上げた。	
H27・07・16	朝日新聞	C10-26	【見出し】『憲法遵守』の誓いに反する」「元陸自レンジャー隊員 井筒高雄さん」 【本文】自衛隊員は全て、入隊時に服務の宣誓をします。「私は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し」「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応えることを誓います」 <u>自民党が推薦して国会に招いた方を含む憲法学者や、「法の番人」といわれている内閣法制局長官経験者、そして国民の多くが憲法違反と考えている集団的自衛権の行使を認める法案は、明らかにこの宣誓文に反するもので、民主主義をないがしろにするものです。命を張って国民の負託に応えることを求められている現役自衛隊員たちに対する明白な契約違反です。…</u>	
H27・07・17	朝日新聞	C4-26	【見出し】「安保論戦参院へ」「11法案衆院通過」 【リード】集団的自衛権の行使を認めることなどを盛り込んだ安全保障関連11法案は16日、衆院本会議で自民党、公明党、次世代の党などの賛成多数で可決され、衆院を通過した。論戦は参院に移り、今月中にも本格化する見通しだ。野党は世論の反対が多いことなどを背景に法案への批判を強めており、厳しく追及する方針だ。	
H27・07・17	読売新聞	C4-27	【見出し】「安保法案衆院通過」「集団的自衛権容認」 【リード】今国会の最大の焦点である安全保障関連法案は16日午後、衆院本会議で可決され、自民、公明、次世代各党などの賛成多数で可決、参院に送付された。民主、維新、共産、生活、社民の野党5党は裁決に加わらなかった。参院で裁決されない場合、衆院で出席議員の3分の2以上の賛成で再可決できる「60日ルール」を9月14日以降に適用できるため、<u>法案は今国会で成立することが確実になった。</u>	
H27・07・17	毎日新聞	C4-30	【見出し】「手つかずの論点山積」「日本人救出やPKO」 【リード】安全保障関連法案は16日の衆院本会議で可決され、審議は参院に移る。衆院の審議では、自衛隊法改正案による日本人救出や国連平和維持活動（PKO）で拡大する自衛隊の活動範囲についての議論は、ほとんど行われなかった。政府が「総合的に判断する」と繰り返した集団的自衛権行使の判断基準など不明瞭な点もある。参院での審議を通じて、明確化が求められる論点は多い。	【本文】…「11本もの法案を一度に国会に提出し、しかもそのうち10本を一つの法案に束ねて提出した。政府・与党は100時間以上審議したというが、法案1本あたりわずか10時間に過ぎず、全く不十分だ」<u>民主党の岡田克也代表は</u>16日の衆院本会議の討論でこう指摘し、「この程度の議論でわが国の安全保障政策を根本的に転換することなど、到底許されない」と批判した。…
H27・07・17	東京新聞	C4-34	【見出し】『自国守るため』論理破綻」「首相のおごり不信拡大」 【柳沢 協二(元内閣官房副長官補)の安保国会ウォッチ】 <u>衆院審議でよく分かったのは、安保関連法案について抽象論は言えるが、具体的な説明では矛盾があちこちに出て、きちんとした答弁ができないということだろう。…首相は多数の憲法学者や歴代の内閣法制局長官の「違憲」との指摘に、「最高裁が判断すべきこと」と応じなかった。要するに「学者や元長官は黙れ」と言っているにすぎない。「自分が首相だから異論は聞かず決めていい」との言い方は、民主主義を分かたっていないということではないか。…最も言いたいのは、国民が理解していること以上のことを自衛隊にやらせてはいけないということ。自衛隊に対する国民の支持の基盤が失われてしまう。安保改定と国連平和維持活動（PKO）協力法では、自衛隊は海外で一人も殺さず、殺されなかった。今回の法案はその逆になってしまうからだ。</u> 【柳沢氏のこれまでの主な指摘】 <u>抑止力は高まらず。リスクは高まる</u>—日本から離れて米軍を支援すれば、本土の防衛力が割かれる。抑止はテロリストには効かず、日本人のリスクは高まる。 <u>集団的自衛権行使の判断は「政府の裁量」と言うだけで、憲法違反</u>—国がいつ戦争に参加するか、主権者である国民が誰も分からない。「政府が判断」が唯一の答え。立憲主義からもおかしい。 <u>安保改定やPKO法案の時と今回は全く質が違う</u>—当時も反対が多かったというが、その後に国民の支持を得たのは一度も戦争せず、銃弾を撃たなかったから。今回は日本が自ら戦争に加わり、海外で戦闘することになる。 <u>国益とリスクの根本的な議論が全くされていない</u>—自衛隊活動拡大で、戦闘で地元住民を巻き添えにするかもしれない。自衛隊員が「殺し殺される」ことが実際に起こりえる。その時の国益とリスクは何かとの議論がない。	
H27・07・17	東京新聞	C4-34	【見出し】安保法案と特定秘密一体運用 【本文】<u>自衛隊と米軍の連携を強化するため、政府は安全保</u>	

			障関連法案と特定秘密保護法を一体的に運用する。国会では7月から秘密保護法の運用が適切か、チェックが始まった。…集団的自衛権を行使するか決めるのは国家安全保障会議（日本版 NSC）だ。<u>NSC が分析した内容について機密性が高いと判断すれば特定秘密になる。そうなれば、集団的自衛権の行使が正しかったのか、事後検証さえ難しくなる。これまで開かれた NSC の 4 大臣会合の「結論」は、原則すべて特定秘密を含んでいるとして、国民に公開されていない。</u>	
H27・07・28	東京新聞	C8-85	【見出し】「首相、掃海の答弁修正」「特定国の機雷敷設想定せず」「集団的自衛権 ぶれる根拠」 【リード】他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案は 27 日の参院本会議で、政府による趣旨説明と与野党の質疑が行われ、審議入りした。安倍晋三首相は、<u>中東・ホルムズ海峡での戦時の機雷掃海について、イランによる海上封鎖を前提にした答弁を修正し、こだわってきた集団的自衛権行使の事例の根拠が揺らいだ。</u>「違憲立法」との批判を参院がどう受け止め、審議に反映させるかが焦点になる。 【本文】…首相は、憲法学者の大半が安保法案を「違憲」としていることに対し、集団的自衛権の行使容認は従来の憲法解釈と矛盾せず、「法的安定性は確保されている」と主張した。…	
H27・07・29	東京新聞	C5-5		【柳沢協二(元内閣官房副長官補)の安保国会ウォッチ】 安倍晋三首相側近で、安全保障関連法づくりのキーマンである磯崎陽輔首相補佐官が「法的安定性は関係ない」と発言したことが、28 日の参院特別委員会に取り上げられた。<u>多くの憲法学者らが指摘するように、法案は法的安定性を完全に破壊している。首相は「疑念を持たれる発言」でごまかそうとしたが、首相補佐官は政府側の専門家であるゆえ本音が出た。政府自ら法的安定性がないことを認めている。</u>
H27・07・30	朝日新聞	C8-86	【見出し】「機雷除去 南シナ海も想定」「首相、集団的自衛権使い」 【本文】安倍晋三首相は 29 日の参院特別委員会で、<u>集団的自衛権を使って南シナ海で機雷除去を行う可能性について、</u>「（武力の行使の）新 3 要件に当てはまれば、対応していく」と述べた。<u>首相はこれまで同海での機雷除去に否定的な発言をしていたが、事実上、答弁を修正した。</u>…南シナ海は、ホルムズ海峡と同じく日本にとって重要な海上交通路。だが、首相は 6 月の衆院特別委員会で集団的自衛権を使って機雷除去する可能性について「南シナ海は迂回路がある。なかなか想定し得ない」と述べ、否定的だった。	
H27・07・31	東京新聞	C5-7	【見出し】「海外派兵拡大に余地」 【リード】安倍晋三首相は 30 日、安全保障関連法案に関する参院特別委員会の集中審理で、<u>武力行使を目的に自衛隊を外国領域に派遣する「海外派兵」の事例拡大に余地を残した。</u>他国を武力で守る集団的自衛権を行使する要件の一つ「必要最小限度」の範囲は「総合的に判断する」と述べ、政府の裁量に委ねられるとの認識を示した。	
H27・08・04	読売新聞	C5-8	【見出し】「磯崎氏発言 火消し懸命」 【リード】磯崎陽輔・首相補佐官は 3 日の参院平和安全法制特別委員会で、安全保障関連法案を巡る「法的安定性は関係ない」との発言を撤回した。事態の早期沈静化を図りたい政府・自民党は「平身低頭」に徹することを求め、磯崎氏は陳謝を繰り返した。だが、野党は引き続き安倍首相の任命責任を追求する方針で、与党内にも不満がくすぶっている。	
H27・08・20	東京新聞	C5-12	【見出し】「防衛相『3 か月把握せず』」	

			【リト】安全保障関連法案に関する参院特別委員会は19日、約1週間ぶりに審議を再開し、<u>中谷元・防衛相は自衛隊が法案の成立を前提に作成した新たな部隊運用に関する資料について、国会で追及されるまで約3か月間、内容を把握していなかったことを明らかにした。</u>法案が閣議決定された翌日の5月15日に内容を自衛隊に周知するよう防衛省幹部に指示したと説明したが、資料の作成には関与していなかったことになる。<u>野党はシビリアンコントロール（文民統制）を逸脱していると批判を強めた。</u>	
H27・08・24	東京新聞	C5-13	【見出し】「首相『支持受けた』と言うが…」「安保法案公約271番目」 【リト】安全保障関連法案をめぐり、安倍晋三首相は「<u>法整備を選挙で明確に公約として掲げ、国民から支持を頂いた</u>」と繰り返している。法案内容に国民の反対が根強いことへの反論の一環だ。しかし、<u>昨年衆院選の自民党公約では、安保法案の説明はごくわずかしかなかった。解散時は経済政策を全面に押し出し、安保法案は公約の全296項目の中で、271番目の一項目にすぎない。</u> 【本文】…<u>昨年の自民党公約では、安保法制への言及は271番目だっただけでなく、「集団的自衛権の行使容認」は見出しにも、具体的な文言にもない。</u>…2012年衆院選の公約に入っていた「集団的自衛権の行使を可能とする」という文言は13年の参院選から消え、「法整備を進める」という表現になった。…	
H27・08・26	東京新聞	C9-12	【見出し】「『安全確保』説明揺らぐ」「防衛相『規定なし』認める」 【リト】安全保障関連法案に関する参院特別委員会は25日、安倍晋三首相が出席して集中審議を行った。<u>中谷元・防衛相は、集団的自衛権を行使する存立危機事態での他国軍支援を定めた法案に、自衛隊の安全確保に関する規定がないことを認めた。</u>安全を確保する規定を全法案に盛り込んだとする政府のこれまでの説明が揺らいだ。野党は自衛隊のリスクは高まらぬとする政府の主張を「ごまかしだ」と批判した。	
H27・08・27	朝日新聞	C8-88	【見出し】「集団的自衛権 揺れる事例」「米艦防護 昨年の首相『日本人の命守る』 防衛相『邦人乗船、絶対ではない』」 【リト】安倍晋三首相が集団的自衛権行使の具体例として、パネルを使って強調した日本人を運ぶ米艦船の防護。だが、<u>中谷元・防衛相は26日の国会審議で「邦人が米艦に乗っているかどうかは（行使条件の）絶対的なものではない」と述べた。</u>首相は「日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る」と明言していたが、いまだに、<u>どんな場合に集団的自衛権を使うのかの具体例が揺れている。</u>	
H27・08・27	朝日新聞	C5-14	【見出し】「元判事ら300人『違憲』」 【リト】参院特別委で審議中の安全保障関連法案を巡って、<u>元最高裁判事や元内閣法制局長官、憲法学者など法律の専門家ら約300人が26日、弁護士会館に集まり、法案を「違憲」と指摘した上で反対の意思表示をした。</u> 【本文】日弁連が専門家らを一堂に集め、立場の違いを超えて訴えようと企画。出席者の一人、<u>中野晃一・上智大教授（政治学）</u>は「法曹、憲法学の最高権威が並んだ。こんな場は見たこともない」と表した。 終戦時9歳だったと語り始めた<u>元最高裁判事の浜田邦夫さん</u>は「戦後民主主義教育の第一陣と自負する世代として容認できない」と安保法案の廃案を求めた。<u>元最高裁判事的那須弘平さん</u>もメッセージを寄せた。 <u>内閣法制局長経験者</u>からは2人が登壇。<u>大森政輔さん</u>は、歴代内閣が集団的自衛権を「一貫して違憲と結論づけてきた」とした上で「（安倍政権は）閣議決定で覆し、法的安定性を自ら害した」と発言した。<u>宮崎礼老さん</u>も「集団的自衛権は、自国が攻撃されていないのに他国間の紛争に介入する権利。憲法9条の容認するものであるはずがない」と指摘した。 会見後には法曹以外の学者らも参加し、日比谷野外音	

			楽堂で集会を開いた。<u>石川賢治・東大教授（憲法学）</u>は「日本国憲法の体制の連続性、法的連続性が断たれるという事態は、革命もしくはクーデターだ」と話した。
H27・09・03	朝日新聞	C5-17	【見出し】「安保法制 夏までには成立」「統幕長、米に昨年末説明」 【本文】安全保障関連法案を審議する参院特別委員会は2日、一般質疑を行った。<u>共産党は防衛省の内部資料として、河野克俊統合幕僚長が昨年12月に訪米した際の米軍幹部との会談記録とされる文書を提示。その中で河野氏が安保法制は夏までに終わる見通しを伝えていたことを指摘した。</u>
H27・09・03	朝日新聞	C5-19	【見出し】「政府、『法案は合憲』の根拠に砂川判決」 【本文】国会で審議中の安全保障関連法案をめぐるのは、6月4日、衆院憲法審査会に参考人として招かれた憲法学者3人全員が「憲法違反」と指摘。…これに対し政府は9日、法案は違憲ではないとする見解を野党に提示。自民党幹部は「<u>憲法解釈の最高權威は最高裁。憲法学者でも内閣法制局でもない</u>」（<u>稲田朋美政調会長</u>）などと反論を始めた。政府や自民党は、砂川事件の最高裁判決を法案の合憲性の「根拠」に挙げている。この主張は、公明党から「集团的自衛権を視野に入れた判決ではない」などと反駁を受け、一時は「封印」されていたが、「最高裁こそ權威」との訴えを支えるものとして再び使われるようになった。<u>安倍晋三首相は同26日の衆院特別委員会で、『平和安全法制の考え方は砂川判決の考え方に沿ったもので、判決は自衛権の限定容認が合憲である根拠たりうる』と答弁。同判決が集团的自衛権の行使を容認する根拠となると明言した。</u>また、砂川判決が「統治行為論」を示した点も、与党側は政権による解釈変更の正当性を主張する論拠に使っている。
H27・09・03	朝日新聞	C5-19	【見出し】「集团的自衛権行使は違憲」「山口繁元最高裁長官」「立憲主義わきまえず」 【リード】安全保障関連法について、<u>山口繁・元最高裁長官</u>（82）が1日、朝日新聞の取材に応じ、「少なくとも集团的自衛権の行使を認める立法は違憲だと言わざるを得ない」と述べた。安倍内閣が従来の憲法解釈を変えて集团的自衛権の行使を容認した昨年7月の閣議決定について、「（解釈変更）論理的整合性があるというのなら、（政府は）これまでの見解が間違いだったと言うべきだ」と語った。 【一問一答】 一安保関連法案についてどう考えますか。 少なくとも<u>集团的自衛権の行使を認める立法は、違憲と言わなければならない</u>。我が国は集团的自衛権を有してはいるが行使はせず、専守防衛に徹する。これが憲法9条の解釈です。<u>その解釈に基づき、60余年間、様々な立法や予算編成がなされてきたし、その解釈をとる政権与党が選挙の先例を受け、国民の支持を得てきた。この事実は非常に重たい。</u>長年の慣習が人々の行動規範になり、それに反したら制裁を受けるという法的確信を持つようになると、これは慣習法になる。それと同じように、<u>憲法9条の骨髄と化している解釈を変えて、集团的自衛権を行使したいのなら、9条を改正するのが筋であり、正攻法でしょう。</u> 一「法案は違憲」との指摘に対して、政府は1972年の政府見解と論理的整合性が保たれていると反論しています。何を言っているのか理解できない。「<u>憲法上許されない</u>」と「許される」。こんなプラスとマイナスが両方成り立てば、<u>憲法解釈とは言えない。論理的整合性があるというのなら、72年の政府見解は間違いであったと言うべきである。</u> 一「限定的な集团的自衛権の行使」は容認されるという政府の主張についてはどう考えますか。 腑に落ちないのは、肝心なめの日米安全保障条約についての議論がこの間、ほとんどなされていないことだ。<u>条約5条では、日本の領土・領海において、攻撃があった場合には日米共同の行動をとるとうたわれている。米国だけが集团的自衛権を行使して日本を防衛する義務を負う、実質的な片務条約です。日本が米国との関係で集团的自衛権を行使するためには、条約改定が必要で、それをしないで日本が米国を助けに行くことはできない。</u>しかし、条約改定というフタを開けてしまえば、様々な問題が吹き出して大変なことになる。政府はどう收拾を図るつもりなのでしょう。 一安倍晋三首相ら政権側は砂川事件の最高裁判決を根拠に、安保法案は「合憲」と主張しています。 非常におかしな話だ。砂川判決で扱った旧日米安保条約は、武装を解除された日本は固有の自衛権を行使する有効な手段を持っていない、だから日本は米軍の駐留を希望するという屈辱的な内容です。<u>日本には自衛権を行使する手段がそもそもないのだから、集团的自衛権の行使なんてまったく問題になっていない。</u>砂川事件の判決が集团的自衛権の行使を意図して書かれたとは到底考えられません。 一与党からは砂川事件で最高裁が示した、高度に政治的な問題に司法判断を下さないとする「統治行為論」を論拠に、時の政権が憲法に合っているかを判断できるとの声も出ています。 砂川事件判決は、憲法9条の制定趣旨や同2項の戦力の範囲については判断を示している。「<u>統治行為</u>」についても、<u>旧日米安保条約の内容に限ったものです。</u>それなのに9条に関してはすべて「統治行為論」で対応するとの議論に結び

			付けようとする、何か意図的なものを感じます。 一内閣法制局の現状をどう見ていますか。 非常に遺憾な事態です。<u>法制局はかつて「内閣の良心」と言われていた。「米国やドイツでは最高裁が違憲審査や判所を積極的にするの、日本は全然やらない」とよく批判されるが、それは内閣法制局が事前に法案の内容を徹底的に検討し、すぐに違憲と分かるような立法はされてこなかったからです。内閣法制局は、時の政権の違憲や目先の利害にとらわれた憲法解釈をしてはいけない。日本の将来のために、法律はいかにあるべきかを考えてもらわなければなりません。</u>
H27・09・04	東京新聞 (同日付日経新聞 C-21 にも同旨記事)	C5-20	【見出し】「最高裁元長官も『安保法案違憲』」砂川判決 根拠にならぬ 【本文】<u>元最高裁長官の山口繁氏</u>が 3 日、共同通信の取材に応じ、安全保障関連法について「集团的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ない」と述べた。… 【見出し】『黙ってられぬ』安保法案を訴え 宮崎元法制局長官 【本文】<u>元内閣法制局長官の宮崎礼孝氏</u> (70) は 3 日、東京都内で講演し、<u>安全保障関連法案について「集团的自衛権の行使容認は、憲法 9 条の下では無理という長年の政府見解に真っ向から反する。違憲の法案は廃案にするしかない」と訴えた。</u>宮崎氏は第一次安倍政権時代を含む 2006～10 年に長官を務めた。これまで国会の参考人質疑でも違憲性を指摘してきた。
H27・09・11	JCAST ニュース	C5-22	過激派組織「イスラム国」(IS) がインターネット上に公開した英字機関誌「ダビク」の中で、ボスニア、マレーシア、インドネシアにある日本公館を攻撃するように呼び掛けていることが 2015 年 9 月 10 日、明らかになった。…記事は、イラクやシリアでの戦闘に参加できない支持者にも攻撃を呼び掛ける内容で、日本以外にもジャカルタ、ドーハ、ドバイにあるパナマ公館などの攻撃を呼びかけている。IS はこれまでも、日本が「十字軍に参加している」などと非難してきた。
H27・09・12	毎日新聞	C5-24	【見出し】「元最高裁長官『違憲』発言 首相『今や一私人』」 【本文】安倍晋三首相は 11 日の参院平和安全法制特別委員会の集中審議で、元最高裁長官の山口繁氏が安全保障関連法に含まれる集团的自衛権の行使容認は「憲法違反」と指摘したことについて、「今や一私人になられている方について、いちいちコメントするのは差し控える」と述べた。
H27・09・15	朝日新聞	C9-14	【見出し】『集团的自衛権は砂川判決の検討外』裏付け? 「当事者の最高裁判事、書翰文書にメモ」 【本文】米軍駐留の合憲性が争われた 1959 年 12 月の砂川事件最高裁判決に関し、裁判に関わった<u>入江俊郎・元最高裁判事(故人)</u>が『<u>自衛の為の措置をとりうる</u>』とまでいうが、『<u>自衛の為に必要な武力か、自衛施設をもってよい</u>』とまでは、云はない」などとするコメントを書き込んだ文書が見つかった。…高見勝利・上智大教授(憲法)は「<u>入江氏は判決の『自衛の措置』の意味内容を確認している。自衛隊の実力が憲法 9 条 2 項で禁じられた『戦力』に当たらないか否かという個別的自衛権の問題についても判決は答えを出していない。それなのに『自衛の措置』を引き合いに集团的自衛権容認の根拠とするのは明らかに無理がある</u>」と話す。
H27・09・16	朝日新聞	C5-25	【見出し】『憲法の危機』思いは一つ 【リード】与党が安全保障関連法の採決を今週中にも目指す中で、15 日の参院特別委の中央公聴会では学生団体の中心メンバーと元最高裁判事という異色の顔ぶれが「勇気を出して来た」と口をそろえた。<u>元裁判官 75 人も法案の慎重審議を求める意見書を提出した。</u> 【本文】…公聴会には「あまりにもひどい状況で黙ってられない」と沈黙を破ってきた人もいた。<u>元最高裁判事の浜田邦夫さん</u> (79) だ。2001～06 年に最高裁判事を務めた。<u>「現役の裁判官たちに影響を及ぼすことは OB としてやるべきではない」と思い、安保法制についての発言は慎んでいた。だが、「これでは日本の社会全体がダメになってしまふ」と思い、公述人を受けた。</u>浜田さんは飄々として辛辣。内閣法制局を「今は亡き」と形容して皮肉った。法案成立後に「訴訟が起きても、最高裁は違憲判決を下さない」と述べた与党推薦の公述人に対しては「<u>大変楽観的な見通し。司法をなめたらいかんぞよ</u>」と大見得を切ると、委員会室は拍手に包まれ、与党議員も苦笑いを浮かべた。… 【見出し】「元裁判官 75 人『黙ってられぬ』 参院議長に意見書」 【本文】「裁判は人に刑罰を加える。法に盛られている価値に確信があるからこそ裁判ができ、受ける側も納得する。法律は適正な手続を経なければ信頼を得られるわけがない。」15 日、東京・霞ヶ関。<u>守屋克彦さん</u> (80) がどとどとと解釈改憲による集团的自衛権行使容認に反対する理由を語り始めた。両脇には<u>鈴木経夫さん</u> (81) ら 4 人が並ぶ。全員が元裁判官の弁護士。同僚や先輩 75 人の署名を添えた意見書を構え、記者会見に臨んだ。…「法案は私たちが愛している国の威信と信頼、国民が支えとする価値に対する信頼を傷つけよう」としている。…裁判官は退官後も政治的な発言はしないのが通例だが、<u>北澤貞男さん</u> (75) は「異常事態に黙っているわけにはいかない」。<u>田村洋三さん</u> (72) は「裁判官は憲法を守るのが職務。立場上表明できないが、裁判所におられる人も同じ気持ちだろう」と語った。<u>喜多村治雄さん</u> (77) は「法案成立は終わりの始まり、安保法制で日本が何をしようとしているのか見守っていく」と話した。

H27・09・17	東京新聞	C8・90	【見出し】「首相『極めて例外』明記」「ホルムズ掃海 事実上撤回」 【リード】安倍晋三首相は 16 日、安全保障関連法案に関する次世代、元気、改革の野党 3 党との合意文書で、中東・ホルムズ海峡での機雷掃海を念頭に、日本が攻撃を受ける可能性のない経済危機を理由に武力行使する事態を「極めて例外」と明記した。<u>国会審議ですでに「想定していない」と述べ、こだわっていたホルムズ海峡で戦時の機雷掃海を行う必要を事実上撤回した。</u>	
H27・09・17	東京新聞	C5・26	【見出し】「声に背を向け」「安保法案成立へ 自公強行」 【リード】他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案をめぐり、与党は 16 日夜、参院特別委員会での採決に向け締めくくり質疑を行おうとしたが、野党議員が反発して開会を阻み、緊迫したまま与野党の協議が 17 日未明まで続いた。	
H27・09・17	毎日新聞	C5・27	【見出し】「安保採決 攻防続く」 【リード】安全保障関連法案を審議する参院平和安全法制特別委員会は 17 日午前、締めくくりの質疑を始めるため鴻池祥肇院長（自民）が特別委の開会を宣言した。しかし、開会に反発する民主党など野党は鴻池氏の解任を求める不信任動議を提出し、審議は中断した。与党は 16 日中の法案採決を目指していたが、委員会の審議にすら入れない状態が続いた。	
H27・09・17	毎日新聞	C5・28	【特集ワイド】【見出し】「社会の骨組み壊される <u>憲法学者樋口陽一さん</u>」 【本文】…「憲法の前文にも 9 条にも『自衛権』という言葉は出てこない。しかし憲法に書かれていなくても、国家である以上、自分がやられたらやり返す権限、個別的自衛権はあるというコンセンサスを政府は培ってきたんです。それには国民が納得するだけの説得力がありました。ところが、<u>集団的自衛権の本質は他国への攻撃を自国への攻撃とみなし、武力行使する『他衛』です。憲法に個別的自衛権の文言さえないのに、集団的自衛権にまで概念を広げられないのは、論理的に当然です。</u>」…「国家権力である天皇の権限をも縛る、という立憲主義の基本を伊藤（博文）は理解していた。立憲主義への理解という点では、明治時代の政治家の方が深かったと思います」。痛烈な批判だ。…立憲主義や民主主義を踏みにじるかのような首相の軽い言説を「不真面目だ」と断じる。…	
H27・09・18	朝日新聞	C5・29	【見出し】「安保採決 参院委も強行」 【リード】安全保障関連法案は 17 日夕、参院特別委員会で採決が行われ、自民、公明両党などの賛成多数で可決され、民主党などが審議を続けるよう求める中、与党が採決を強行した。	
H27・09・18	東京新聞	C5・30	【見出し】「強行採決 再び」「安保法案 参院委で可決」 【リード】他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案は 17 日、参院特別委員会で与党と次世代、元気、改革の三野党の賛成多数で可決された。与党は約 2 時間予定されていた締めくくり質疑を行わず、衆院に続き採決を強行。	
H27・09・18	東京新聞	C5・31	【見出し】「審議するほど違憲明確」 【リード】集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法制。国会審議を重ねるほどに疑問は浮かび、廃案を求める声が広がった。安保法制の問題点は何か。本紙が掲載を続けていた「言わねばならないこと」の特別編として、各界の第一人者に聞いた。 【本文】<u>憲法学者 長谷部恭男氏</u> 安全保障関連法制について「従来の憲法解釈の基本的論理は維持されている」という政府の主張には問題点がある。政府が根拠にしている 1972 年の政府見解は、個別的自衛権の行使が認められることを根拠づける考え方だが、実はその全部をカバーしていない。例えば、尖閣諸島をどこかの国が占拠したとして、日本の国の存立が脅かされ、国民の生命、幸福追求の権利が根底から覆されるのか。個別的自衛権行使についてさえ相当引いている根拠を持ち出して、なぜ<u>集団的自衛権行使を正当化できるのか。何の理屈にもなっていない。</u> 同じく政府が根拠としている 59 年の砂川事件判決は、<u>米軍の駐留が憲法 9 条 2 項に反するか反しないかが争われた事件の判決。集団的自衛権を行使できるかどうかなんて、およそ争点になっていないので根拠になるはずがない。</u> 「日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している」というのも、具体的説明がない。国際的なシンクタンク「経済平和研究所」による 2015 年の平和と安全ランキングでは、日本は 4 年連続で第 8 位。本当に環境が厳しくなっているなら、限られた防衛資源を世界中にばらまいて、米軍をお手伝いするのは愚の骨頂だ。 <u>武力行使は限定されるというが、地球の反対側まで行って中東のホルムズ海峡で武力行使できるというのは、どう考えても限定されていない。結局、政府がよく使う言い回しだが「最後は政府が総合的に判断する」というだけだ。</u>	
H27・09・18	東京新聞	C5・31	【見出し】「日本『準戦時体制』へ移行」	

			【リト】論点は六つ。安保法制は歴史的にどんな意味を持つのか。政府は安保法制は「憲法の枠内」で、安全性が高まると主張する。それぞれ本当か。国会審議では言葉が尽くされたのか。なぜ多くの市民や若者が反対の声を上げたのか。その声に、政府は耳を傾けたのか。 【本文】歴史家 保阪正康氏 安全保障関連法制の成立が意味するのは、憲法の非軍事主義を軸にした日本の戦後民主主義が崩れつつあり、「準戦時体制」へと移行するということだ。戦争が起きるまでには過程がある。10段階の真ん中くらいに国交断絶があって、最後が武力衝突だ。それは外交で回避できるというのが、戦後の日本が選んできた道だった。それなのに、この法制を進めようとする人は、脅威を強調して、明日にも戦争が起こるようなことを言う。論理が逆立ちしている。多くの国民が反対するのは、そのおかしさを感じているからだ。 <u>僕は国会審議を見ていて、たった一つの結論に落ち着いた。司法、立法、行政の三権が独立して、民主主義の体制は維持されるのだが、行政つまり内閣が、他の二つを従属させようとしているんだね。それはファシズム（独裁）だ。安倍晋三首相は、審理を国会にお願いしている立場で、野党議員に「早く質問しろよ」とヤジを飛ばした。元最高裁長官が、1959年の砂川事件判決は集団的自衛権行使の根拠にならないと言っても、聞かない。これは立法、司法の積み重ねの軽視だ。何より憲法を解釈を変えて、平然としているのが一番怖い。</u>答弁に立つ安倍さんが軍服をきているように見える。1938年、日中戦争の体制強化のため、政府に人的・物的資源の統制を認めた国家総動員法案が衆院委員会で審議された。そのとき答弁に立った陸軍の幕僚は、議員の抗議を「黙れ！」と一括した。
H27・09・19			新安保法制法案が可決
H27・09・19	朝日新聞	C5-34	【見出し】「安保法成立」「集団的自衛権行使可能に」 【リト】集団的自衛権を行使できるようにする安全保障関連法が19日未明、参院本会議で自民、公明両党などの賛成多数で可決され、成立した。野党や学者から「違憲」との指摘が相次ぎ、報道各社の世論調査では反対が賛成を上回るなか、政府・与党は批判を押し切った。憲法9条の解釈を変え、海外での武力行使を可能にした安保法制の成立で、自衛隊の役割は大きく転換することになる。
H27・09・19	朝日新聞	C5-34	【見出し】「米『日本の努力歓迎』」 【本文】日本の安全保障関連法が成立したことを受けて、米国防省と国防総省は18日、「(日米の)同盟を強化し、地域・国際社会の安全保障の行動において、より積極的な役割を果たそうと日本が進めている努力を歓迎する」との声明を出した。
H27・09・19	毎日新聞	C5-36	【見出し】安保関連法成立「違憲批判押し切り」「参院、未明の採決」 【リト】集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法は19日未明、参院本会議で採決され、自民、公明両党と日本を元気にする会、次世代の党、新党改革の野党3党などの賛成多数で可決・成立した。民主党などは内閣不信任決議案などを次々に提出して徹底抗戦をしたが、与党が数の力で押し切った。関連法の成立により、自衛隊の海外での活動は質的に変化を遂げ、活動範囲も質的に変化している。
H27・09・20	朝日新聞	C6-1	【見出し】「安保法 世論置き去り」「首相『時たてば理解広がる』」 【リト】安全保障関連法は19日未明、法律そのものへの反対や、<u>国会での成立見送りを求める世論を置き去りにして成立した。安倍晋三首相は「時がたてば理解は広がる」と将来の世論を当てにする。</u>一方、野党は反対する世論の「怒り」を背に、政権批判を強めている。
H27・09・20	毎日新聞	C5-41	【見出し】「安保関連法成立」「中東過激派刺激の恐れ」「米」と一体の印象」 【本文】<u>安全保障関連法の成立は、中東の反米勢力に日本と米国の軍事的一体性を強く印象づける恐れがある。</u>武力紛争に直接関与せず、地道な民主支援を続けた日本は「テロの標的とされにくい」と言われていたが、<u>今後、米国の一体性がテロの口実に使われる。</u> 「第二次世界大戦以降初めて、日本の軍隊（自衛隊）が外国で戦うことを許す法律が成立した」。中東の衛星テレビ局アルジャジーラ（電子版）は19日、安保関連法の成立を<u>こう速報した。</u>親日感情が比較的に強い中東だが、今年1月にカイロを訪れた安倍晋三首相が過激派組織「イスラム国」（IS）対策の新規支援を発表した直後、ISは人質にしていた日本人

			ジャーナリストらの殺害を予告、後に「殺害映像」を公開した。IS は日本の非軍事支援さえも IS 攻撃への「参戦」と位置付けた。当時現地の情報収集にあたった外交関係者は「IS は内部の戦闘員を鼓舞し、外国人攻撃を正当化する『言い訳』を常に探している」との見方を示していた。	
H27・09・20	朝日新聞	C6-2	【対論】 【見出し】<u>元内閣官房副長官補 柳沢協二氏</u> 一発の弾を撃つこともなく、一人の犠牲者も出さずにやってきた自衛隊は、安全保障関連法により、殺し殺される憎悪の連鎖の中に確実に引き込まれていく。それはリスク以外の何物でもない。それを国民は感じていた。危険を冒してまで得る国益こそ議論されるべきだったのに、政府は自衛隊のリスクは増えないと議論の前提を否定してきた。安保法に対する国民の理解が深まらなかったのは当然である。 安保法は、我が国の安全保障にとって有害である。そもそも中国や北朝鮮による我が国に対する攻撃の脅威は、個別の自衛権で対処すべき問題だ。集団的自衛権は抑止力を高めず、かえって緊張を高め、日本に対する攻撃のインセンティブ（動機付け）を上げる。自衛隊には駆けつけ警護や治安維持など「武器を使わなければならない」任務が与えられ、躊躇なく引き金を引くことが求められる。民間人への誤射も増えるだろう。そこから、憎しみの連鎖が始まる。 安保法制の真の姿は、地球規模で米軍に切れ目なく協力するための法律だ。日本が米軍の協力要請を断ることは不可能となった。米国の戦争に巻き込まれる可能性は高い。 日本を「一国平和主義」と批判する人もいるが、憲法 9 条を持つ日本が、米国などと横並びで軍事的に国際貢献する必要などない。米国に追随さえすれば大丈夫という単純化と強迫観念が安保法の本質だ。自衛隊は「戦争をしない」「人を殺さない」からこそ、多くの国民から支持を得てきた。国民の理解のない安保法によって人を殺せばどうなるのか。国民の負託もなく、自衛隊に命をかけさせる。こんな不条理はない。戦争とは何か。国会の意思で送り込まれた組織が海外で人を殺すことだ。日本は戦争ができる国になったのだ。…	
H27・09・20	毎日新聞	C6-3	【見出し】「12 月邦人救出訓練」「安保関連法成立」「自衛隊、加害リスクも」 【リード】海外で拘束された日本人を救出する「邦人救出」の訓練が 12 月中旬、航空自衛隊入間基地などで自衛隊創設以来、初めて行われる見通しだ。安全保障関連法が 19 日に成立したことを受けた措置。治安が不安な地域での活動になるだけに、自衛隊がテロリストと対峙するリスクもはらむ。 【本文】…ある自衛官は「これからは撃つ可能性が高まる。過去に一発の弾も撃っていない自衛隊が民間人を誤射すれば国内世論はどうなるのか」と不安を口にする。…海外での武力行使や軍法が許されない憲法 9 条を持ちながら、任務拡大とともに武器使用基準が広がる矛盾をはらむ。自衛隊は新たな迷いを抱えつつ、動き出そうとしている。	
H27・09・21	朝日新聞	C6-4	【見出し】安保法反対 51%、賛成 30% 【リード】安全保障関連法が成立したことを受け、朝日新聞社は 19、20 両日に全国緊急世論調査を実施した。安保関連法に「賛成」30%、「反対」は 51%で、法律が成立してもなお反対が半数を占めた。国会での議論が「尽くされていない」は 76%、安倍政権が国民の理解を得ようとする努力を「十分にしてこなかった」は 74%に上った。	
H27・09・21	読売新聞	C6-5	【見出し】「内閣支持 41%、不支持 51%」「再び逆転 安保法『説明不十分』」「本社世論調査」	
H27・09・28	毎日新聞 (H27・10・16 付毎日新聞 C7-2、C7-3 同旨記事)	C6-8	【見出し】「憲法解釈変更 法制局 経緯公文書残さず」 【リード】<u>政府が昨年 7 月 1 日に閣議決定した集団的自衛権の行使容認に必要な憲法 9 条の解釈変更について、内閣法制局が内部での検討過程を公文書として残していないことが分かった。法制局によると、同 6 月 30 日に閣議決定案文の審査を依頼され、翌日「意見なし」と回答した。意思決定過程の記録を行政機関に義務づける公文書管理法の趣旨に反するとの指摘が専門家から出ている。</u> 【本文】…「集団的自衛権行使は憲法上許されない」とする 1972 年の政府見解では、少なくとも長官以下幹部の決裁を経て決定されたことを示す文書が局内に残る。法制局が審査を行う場合、原則として法制局参事官が内閣や省庁の担当者とは直接協議し、文書を残すという。しかし、<u>今回の場合、72 年政府見解のケースのように参事官レベルから時間をかけて審査したことを示す文書はない。</u>…	

H27・09・28	毎日新聞	C6-9	【見出し】「揺らぐ『法の番人』」 【リード】政府の憲法解釈を一手に担う内閣法制局が、40 年以上維持してきた「集団的自衛権の行使は違憲」という判断を昨年夏、180 度転換した。<u>その過程を記す公文書は何も残されていない。背景を取材すると、「法の番人」として権威を保ってきた法制局が、政治の介入によって無力化されつつある現状が浮かんた。この国の「法の支配」は揺らいでいる。</u> 【本文】…安倍首相は 2013 年 8 月、<u>集団的自衛権行使容認派の外務官僚、小松一郎氏を法務局長官に任命（長官退任直後の昨年 6 月に病死）</u>。その下でナンバー2 の法制次長を務めたのが現長官の横畠氏だ。今回の集団的自衛権の行使容認は「限定的で合憲」との見解を国会答弁で示してきた。複数の与党関係者によると、<u>高村正彦・自民党副総裁や北側一雄・公明党副代表らは、横畠氏と非公式に会っていた。「彼らは閣議決定前に『限定的容認は従来の 9 条解釈の枠内』と</u> <u>いうことで合意していた」と関係者の一人は打ち明けた。</u>他界した小松氏や横畠氏が解釈変更に関与していることは間違いない。だが、非公式の折衝や協議は記録に残らず、プロセスは水面下に沈んでいる。…	
H27・09・28	毎日新聞	C6-9	【見出し】「長官人事に政治介入」 【本文】内閣法制局は長い歴史を持つ。1885（明治 18）年、伊藤博文が初代首相となり内閣制度が発足した翌日に設置された「法制局」が、その原形だ。…以後、あらゆる法令に矛盾がないよう厳格に審査する伝統が生まれた。…「法の番人」か。それとも「政府の法律顧問」か。矛盾する役割を担う中で「集団的自衛権行使は違憲」は守ってきた最後の線だった。…	【本文】…法律の案文や憲法解釈の審査などの実務は、法律に詳しいと目され各省庁から抜擢された参事官たちが担う。一つの案件を原則一人で担当する激務だ。「法律の専門家としてのプライドを持つ参事官が『法の番人』としての役割を支えてきた」（西川伸一明治大学教授）。<u>この参事官から部長や次長を経て長官に登り詰めるのが、戦後の人事の慣例だった。安倍首相は外部から小松氏を長官として送り込み、その不文律を覆した。</u>「これで法制局の中立的な立場が、完全に奪われた」と西川教授は見る。<u>小松氏の前任、山本庸幸元長官は最高裁判事となった際の記者会見で、集団的自衛権の行使について違憲だと自説を述べた。元長官の阪田氏は「（内閣に対し）『だめ』と言って務まる時とそうでない時がある。それは相手の強さによる。横畠君の苦労も分かる」と法制局の微妙な立場を代弁する。「法制局みたいならっぱけな役所が、憲法 9 条のような重い荷物を背負いきれるわけがない。どうしても外国の戦争を手伝うようにしたいなら、憲法を改正するしかないでしょう」</u>
(H27・11・24)	朝日新聞	C7-11	【見出し】「集団的自衛権の憲法解釈変更 法制局協議文書残さず」 【リード】集団的自衛権を行使できるようにした昨年 7 月の憲法 9 条の解釈変更について、内閣法制局が内部での協議の過程を文書に残していないことが、朝日新聞が行った情報公開請求で明らかになった。日本の安全保障政策を転換させる歴史的な憲法解釈の変更だったが、当事者である法制局内の議論が外部から検証できないことになる。	
(H27・12・21)	朝日新聞	C7-14	【見出し】「国家安全保障局 集団的自衛権容認の意見集約」「回答期間は半日・『修正せず』前提」 【リード】安倍内閣が集団的自衛権の行使を認めた昨年 7 月 1 日の閣議決定について、<u>内閣官房国家安全保障局が、修正意見は受け入れ困難だという「留意事項」をつけた上で、閣議決定前日になって各省庁に半日の回答期間で意見を求めていたことがわかった。</u>憲法解釈の変更を伴う歴史的な閣議決定だったが、省庁間の意見集約は形式的だったことが浮き彫りになった。	
(H28・01・22)	毎日新聞	C7-19	【見出し】「憲法解釈議論 記録不作成認める」「法制局長 参院委で初説明」 【本文】<u>一昨年の集団的自衛権行使容認に伴う憲法解釈変更を巡り、内閣法制局が検討過程を公文書に残していなかった問題について 21 日、横畠祐介長官が初めて見解を明らかにし、法制局内での議論を記録していないことを認めた。</u>…安倍内閣が集団的自衛権行使容認を決めた閣議前日の 2014 年 6 月 30 日、内閣官房国家安全保障局は法制局に、憲法解釈の変更を含んだ閣議決定案文の検討を依	

			類。法制局の担当参事官は翌7月1日に「意見はない」と電話で回答した。…	
(H28・02・14)	毎日新聞	C7-24	【見出し】「9条解釈 協議録残さず」「法制局長官 与党接触時に」 【リード】集団的自衛権の行使容認に伴う憲法9条の解釈変更を巡り、<u>内閣法制局の横昌祐介長官が国会議員との協議について、法律で定める政官接触の記録を残していないことが分かった。法制局は、意思決定過程の記録を行政機関に義務づける公文書管理法の趣旨にも反し、内部での検討経緯を残していない。解釈変更を容認する同局のプロセスの不透明さが浮き彫りとなった。</u>	
(H28・02・17)	朝日新聞	C7-25	【見出し】「集団的自衛権 閣議決定の想定問答」「国会が要求 法制局開示せず」 【リード】集団的自衛権の行使を認めた2014年7月の閣議決定に関連し、<u>内閣法制局が国会審議に備えた想定問答を作成しながら、国会から文書開示の要求があったのに開示していなかったことが分かった。法制局は閣議決定までの内部協議の過程を記録していなかったことも明らかになっている。安全保障政策の大転換の中心を担った法制局が、歴史的検証のための情報の記録、公開に後ろ向きな姿勢が問われる。</u>	
(H28・02・19)	朝日新聞	C7-26	【見出し】「集団的自衛権巡る『想定問答』」「法制局長官存在認める」 【本文】集団的自衛権の行使を認めた2014年7月の閣議決定に関連し、内閣法制局が国会から文書開示を求められたのに開示していなかった「想定問答」について、横昌祐介長官は18日の参院決算委員会で「担当から想定ベースの答弁資料の案をもらった」と述べ、存在することを認めた。だが、保存すべき公文書管理法上の「行政文書」に当たらないとの見解も示した。	
H27・09・29	朝日新聞	C6-7	【見出し】「武器使用基準 見直し着手」「防衛省 安保法新任務に対応」 【本文】防衛省は28日、安全保障関連法の施行に向け、集団的自衛権の行使容認など、新たに加わる任務に対応するため、自衛隊が武器を使う際の新たな基準などを定めた部隊行動基準（ROE）の見直しに着手した。	
H27・09・30		A2～4	新安保法制法が公布	
H27・10・02	東京新聞	C7-1	【見出し】「武器輸出へ防衛装備庁発足」「米国以外とも軍事協力強化」 【リード】<u>武器の輸出や他国との共同開発など一元的に担う防衛省の外局「防衛装備庁」が1日、発足した。</u>安倍政権は武器輸出の促進が、防衛産業の基盤強化や経済成長に役立つと説明する。だが、防衛装備移転三原則（昨年4月に閣議決定）による武器輸出解禁に沿った新組織の発足は、安全保障関連法に盛り込んだ自衛隊の海外活動の大幅な拡大とも連動している。<u>日米の同盟関係に加え、武器輸出などの相手国に想定するオーストラリアや欧州諸国などとの軍事協力の強化にもつながる。</u> 【本文】<u>日本は、昨年4月に武器輸出を原則禁じていた武器輸出三原則を撤廃した。</u>それ以降、米国以外でもオーストラリアの次期潜水艦の共同開発の受注競争に参加。英国、フランスとも武器の共同開発などを推進する方針で合意し、輸出や共同開発の相手国を増やそうとしている。<u>…自衛隊にとっては、集団的自衛権の行使や他国軍への弾薬提供などの戦闘支援を行う際の技術的な「壁」を低くすることができる。こうした安倍政権の武器輸出政策を強く後押ししているのが経済界だ。経団連は、安保法が可決・成立する直前に、防衛産業政策に関する提言を公表。「防衛装備品の海外移転を国家戦略として進めるべきだ」と政府に要求している。</u>	
H27・10・19	東京新聞	C7-4	【見出し】「自衛隊 任務拡大へ準備」 【本文】<u>政府は安全保障関連法の成立で自衛隊の任務が拡大</u>	

			したことに対応するため、部隊行動基準や隊員の武器使用規範の改正作業などを始めた。自衛隊独自の防衛警備計画や日米共同計画の見直しを進める。	
H27・10・20	毎日新聞	C7-5	【見出し】「安保法成立 1 カ月 防衛省、拡大任務に慎重」「参院選意識 新訓練先送り」 【リード】集団的自衛権行使など自衛隊の任務が飛躍的に拡大した安全保障関連法成立を受け、<u>防衛省は現場部隊の具体的な武器使用方法などを定める部隊行動基準の見直しに着手した</u>。成立から 1 カ月がたった今、同省は年内を想定していた<u>新たな訓練を来年夏の参院選後を見据えて先送りする</u>など、慎重姿勢に徹している。	
H27・10・24	東京新聞	C7-5	【見出し】自衛官希望者 2 割減 【本文】自衛隊各部隊の将来の現場を支える一般曹候補生の 2015 年度の応募者が前年度比約 2 割減で、過去 9 年間で最少だったことが分かった。	
H27・11・24	ハフィントンポスト	C7-10	【本文】<u>過激派組織「イスラム国」(IS)</u>は 11 月 18 日、<u>英語の機関誌「ダビク」の最新号をネット上で公開し、「今はすべての日本人が標的だ」と改めて警告した</u>。アメリカ主導の連合国軍を支援しているためだとしている。	
H28・02・22	共同通信	C7-31	【見出し】制服組自衛官が権限大幅移譲要求 【本文】集団的自衛権行使を含み、今年 3 月に施行される安全保障関連法を初めて全面的に反映させる<u>自衛隊最高レベルの作戦計画策定に当たり、防衛省内で制服組自衛官を中心とする統合幕僚監部が、背広組防衛官僚が中心の内部部局(内局)に権限の大幅移譲を要求していることが 21 日、複数の防衛省・自衛隊関係者の証言で分かった。内局は拒否、調整が続いている。</u> <u>昨年 6 月の改正防衛省設置法成立で防衛省は、防衛官僚が自衛官より優位な立場から大臣を補佐する「文官統制」の制度を全廃、内局と統幕が対等になった。統幕の要求が認められれば、軍事専門家である制服組主導となる可能性もあり、危惧する声は多い。</u>	
H28・02・22	東京新聞	C7-32	【見出し】「武器輸出にも投融資 国際協力銀、豪潜水艦など検討か」 【リード】<u>武器輸出を原則認める政府の政策転換を受け、政府系金融機関の「国際協力銀行 (JBIC) が、武器輸出先などへの融資や出資を検討していることが分かった</u>。政策転換までは原則輸出禁止だったため、JBIC が投融資したことはなかった。専門家は「武器輸出での金融支援は、日本経済の軍需産業への依存度を高めてしまう」と警鐘を鳴らす。 【本文】…JBIC による武器輸出への投融資第 1 号となる可能性が指摘されているのはオーストラリアの潜水艦建造事業。総事業費 500 億ドル(約 4 兆円)ともいわれ、日本とドイツ、フランスが受注を争っている。日本は安倍晋三首相が日豪首脳会談などで売り込みを図っているほか、官民合同で現地説明会を何度も開いている。JBIC は日本の受注が決まれば、建造のために設立される合弁会社への投融資を検討しているという。…	
H28・03・01	赤旗	C7-34	【見出し】『狙撃・射殺』前提の作戦も「PKO 駆け付け警護で検討」 【リード】日本共産党の笠井亮議員は 29 日の衆院予算委員会で、防衛省の内部文書「PKO 法改正に向けた検討」(2012 年 3 月 27 日付)を取り上げ、同省「人質救出」などの任務付与を想定し、相手の「狙撃・射殺」を前提に作戦検討をしていたことを暴露しました。	

H28・03・29			新安保法制法が施行	